

西都市いのち支える自殺対策行動計画（第2期）

～誰も自殺に追い込まれることのない西都市の実現を目指して～

令和6年3月

宮崎県 西都市

はじめに

我が国の自殺者数は、近年減少傾向にあるものの、未だに年間自殺者数の累計は毎年2万人を超える水準で積み上がっています。西都市では人口10万人あたりの自殺死亡者数は、国及び宮崎県の数値を上回り、平成29年から令和3年までの5年間で、41の方が自ら命を絶っており、依然として深刻な状況にあります。

西都市では、平成25年度に健康日本21（第2次）西都市計画「第2次えがおで元気に健康さいと」、平成31年度から5年間の計画期間とする「西都市いのち支える自殺対策行動計画」を策定し、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、こころの健康に関する対策に取り組んできました。

新型コロナウイルス感染症の影響が落ち着いてきた今、改めて人と人とのつながりを取り戻し、自ら命を絶たれる方を「ゼロ」にするため、「誰も自殺に追い込まれることのない西都市」の実現を目指し、力を合わせる時であると考えております。

令和5年度をもって第1期計画が満了することに伴い、この西都市いのち支える自殺対策行動計画（第2期）を策定し、引き続き、関係機関と連携しながら自殺対策に取り組んでまいります。

最後になりましたが、本計画の策定に当たり、市民意識調査にご協力いただきました市民の皆様、また、貴重なご意見ご指導をいただきました関係機関及び団体の皆様に心からお礼を申し上げます。



令和6年3月
西都市長 橋田 和実

目 次

I 西都市いのち支える自殺対策行動計画について	1
I - 1 計画策定の趣旨	3
I - 2 計画の位置づけ	7
I - 3 計画の期間	7
I - 4 計画の数値目標	7
II 西都市の自殺の現状等	9
II - 1 西都市の自殺の現状	11
II - 2 西都市こころの健康に関する意識調査	15
III いのち支える自殺対策における取り組み	33
III - 1 施策体系	35
III - 2 基本施策	37
(1) 地域におけるネットワークの強化	37
(2) 自殺対策を支える人材の育成	40
(3) 住民への啓発と周知	43
(4) 生きることの促進要因への支援	46
(5) いのちを大切にす教育（児童生徒のSOSの出し方に関する教育等）	49
III - 3 重点施策	51
(1) 勤務・経営への支援	51
(2) 高齢者への支援	53
(3) 生活困窮者への支援	57
III - 4 生きる支援関連施策	59
IV いのち支える自殺対策の推進体制等	71
IV - 1 計画の周知	73
IV - 2 推進体制	73
IV - 3 進行管理	73
V 資料編	75
西都市いのち支える自殺対策推進本部設置規程	77
西都市いのち支える自殺対策相談対応マニュアル	79

I 西都市いのち支える自殺対策行動計画について

I-1 計画策定の趣旨

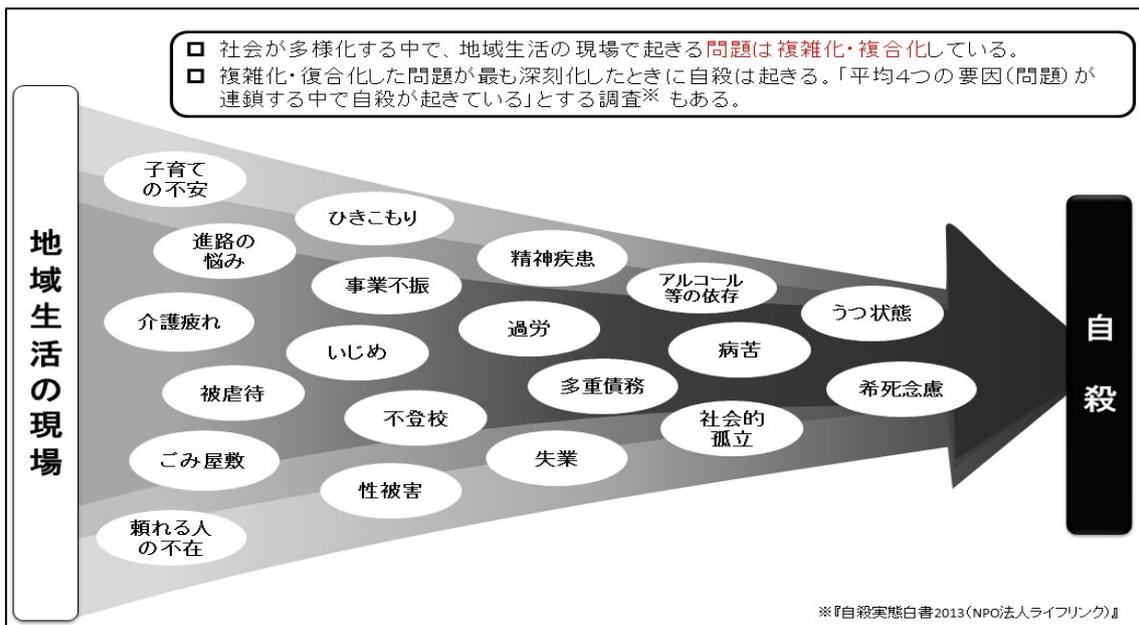
(1) 西都市いのち支える自殺対策行動計画について

我が国の自殺対策は、平成18年に自殺対策基本法が制定されて以降、大きく前進しました。それまでは「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになり、国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺者数の年次推移は減少傾向にあるなど、着実に成果を上げています。しかし、我が国の人口10万人当たりの自殺死亡者数（以下「自殺死亡率」という。）は主要先進7か国の中では最も高く、年間自殺者の累計は毎年2万人を超える水準で積み上がっているなど、非常事態はいまだ続いていると言わざるを得ません。

そうした中、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して自殺対策を更に総合的かつ効果的に推進するため、施行から10年の節目にあたる平成28年に自殺対策基本法が改正されました。その中で誰もが「生きることの包括的な支援」としての自殺対策に関する必要な支援を受けられるよう、全ての都道府県及び市町村が「自殺対策計画」を策定することとされました。

西都市においても、平成31年3月に「西都市いのち支える自殺対策行動計画（第1期）」を策定し、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きがいや希望を持ってくらすことができる「誰も自殺に追い込まれることのない西都市」の実現を目指し、全庁を挙げて自殺対策に取り組んできました。

自殺の危機要因イメージ図



(2) 西都市いのち支える自殺対策行動計画（第1期）について

西都市いのち支える自殺対策行動計画（第1期）に基づき、令和元年度から令和5年度の5年間、「誰も自殺に追い込まれることのない西都市」の実現をめざして、自殺対策に取り組んできました。

① 全体目標

令和5年までに、平成29年と比べて自殺死亡率を50%以上減少させる。

現状（平成29年）	目標（令和5年）	令和4年
12.8	6.4以下	24.0

平成30年38.9、令和元年36.1、令和2年16.7、令和3年30.4と、令和4年の段階では目標に達することができませんでした。

② 取り組み状況

各指標において「A 計画どおり取り組むことができた」「B 概ね計画どおりに取り組むことができた」「C どちらともいえない」「D やや取り組みが不十分であった」「E 取り組みが不十分であった」の5段階で評価を行いました。

指 標	令和5年度までの目標	令和4年度	評価
基本施策1 地域におけるネットワークの強化 (3)			
西都市いのち支える自殺対策推進本部及び幹事会開催回数	各1回以上/年	本部会1回/年	B
西都市いのち支える自殺対策推進協議会開催回数	1回以上/年	—	C
委員会・会議・協議会開催回数	各1回以上/年	各1回/年	A
基本施策2 自殺対策を支える人材の育成 (5)			
市役所職員を対象としたゲートキーパー養成講座開催回数	1回以上/年	1回/年	B
福祉・介護関係機関を対象としたゲートキーパー養成講座開催回数	1回以上/2年	—	C
こころの健康づくり講座開催回数	4回以上/年	9回/年 (高齢者教室含む)	A
関係団体等を対象とした研修開催回数	1団体以上/年	2団体/年	B
「いのちを大切にする教育」を推進するための情報提供回数	2回以上/年	3回/年	B

指 標	令和 5 年度までの目標	令和 4 年度	評価
基本施策 3 住民への啓発と周知 (8)			
市庁舎窓口への相談窓口一覧設置	12 箇所以上	18 箇所	A
テーマ展示	2 回以上/年	2 回/年	A
街頭啓発活動	2 回以上/年	—	C
相談窓口一覧配布 ・高齢受給者証交付式、後期高齢者医療被保険者証交付式 ・いきいき百歳体操	各 1 回/月 実施箇所各 1 回	12 回 (544 人) —	C
各種イベントにおける 相談窓口一覧、啓発グッズ配布回数	1 回以上/年	—	C
こころの健康づくり講座開催回数	4 回以上/年	9 回/年 (高齢者教室含む)	A
地区健康相談・健康教育開催回数	4 回以上/年	1 地区/年	C
広報誌・ホームページへの掲載回数	各 2 回以上/年	7 回/年	A
基本施策 4 生きることの促進要因への支援 (5)			
いきいき百歳体操 実施箇所数	45 箇所 (令和 5 年度までの累計)	34 箇所 (令和 4 年度までの累計)	C
高齢者教室・このはな学園開催回数	各地区館 10 回/年	7 教室 67 回/年 10 回/年	A
世代間交流実施回数	各学校・地区 1 回/年	2 つの小学校で 1 回/年	C
西都児湯地域自殺対策推進協議会 及び関連会議への参加	2 回以上/年	3 回/年	A
「自死遺族のつどい」、相談窓口 周知回数	2 回以上/年	窓口にチラシを 設置	B
基本施策 5 いのちを大切にす教育 (3)			
「いのちを大切にす教育」 に取り組む学校数	小学校 9 校 中学校 6 校	全校において実施	A
小中学校児童生徒を対象とした人 権に関する教育の実施	通年において実施	全校、通年において 実施	A
学校教育関係者への情報提供	2 回以上/年	校長会・教頭会で 実施	A

指 標	令和5年度までの目標	令和4年度	評価
重点施策1 勤務・経営への支援 (4)			
県事業「仕事と家庭の両立応援宣言」に賛同する企業・事業所募集についての周知・啓発回数	1回以上/年	—	E
健康相談・健康教育開催回数	3回以上/年	—	E
広報誌等を利用した啓発	2回以上/年	7回/年	A
団体への情報提供	2回以上/年	2団体/年	B
重点施策2 高齢者への支援 (8)			
地域ケア会議（自立支援型）の開催	1回以上/月	19回/年	B
地域リハビリテーション活動支援事業派遣回数	10回以上/年	理学療法士12回/年 管理栄養士3回/年	A
地区健康相談・健康教育開催回数	4回以上/年	1地区/年	C
重複頻回多受診訪問指導件数	延べ20件以上/年	延べ32件/年	A
認知症サポーター養成講座参加者数	4,500人以上 (令和5年度までの累計)	4,273人 (令和4年度までの累計)	C
いきいき百歳体操実施箇所数	45箇所 (令和5年度までの累計)	34箇所 (令和4年度までの累計)	C
高齢者教室・このはな学園開催回数	各地区館10回/年	7教室67回/年 10回/年	A
世代間交流実施回数	各学校・地区1回/年	2つの学校で1回/年	C
重点施策3 生活困窮者への支援 (2)			
消費生活無料相談開催回数	2回/年	12回/年	A
健康診査（生活保護）受診率	10%以上	4.4%（13人）	D

	A	B	C	D	E
基本施策1(3)	1	1	1		
基本施策2(5)	1	3	1		
基本施策3(8)	4		4		
基本施策4(5)	2	1	2		
基本施策5(3)	3				
重点施策1(4)	1	1			2
重点施策2(8)	3	1	4		
重点施策3(2)	1			1	
合計(38)	16	7	12	1	2

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため実施できない事業も多くあり、全指標中Aが約4割、Bが約2割、Cが約3割となりました。

次期計画では、特に基本施策2（人材育成）及び3（普及啓発）、重点施策1（勤務・経営への支援）について、取り組みの強化を図ります。

(3) 西都市いのち支える自殺対策行動計画（第2期）の策定

これまでの自殺対策に関する取り組みの進捗状況や、令和4年10月に閣議決定された「自殺総合対策大綱」をふまえ、西都市が行う「生きる支援」に関連する事業を総動員して、全庁的な取り組みとして自殺対策を推進することにより、「誰も自殺に追い込まれることのない西都市」の実現をめざします。

I-2 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項の規定に基づき、西都市における実情を勘案して定める自殺対策についての計画です。中長期的な視点を持って継続的に実施していくため、「自殺対策基本法」「自殺総合対策大綱」を踏まえ、「宮崎県自殺対策行動計画」「西都市総合計画」「健康日本21（第2次）西都市計画」等の関連計画との整合性を図ります。

I-3 計画の期間

令和6年度から令和10年度までの5年間とします。毎年度、施策の実施状況を評価・検証し、課題の整理を行い、必要に応じ計画の見直しを行います。

I-4 計画の数値目標

「自殺総合対策大綱」では、令和8年までに平成27年と比べて自殺死亡率を30%以上減少させることとしています。

西都市においては、「誰も自殺に追い込まれることのない西都市」の実現を目指しますが、計画期間内に達成すべき当面の目標として、次のとおり設定します。

○自殺死亡率（単年）

自殺死亡率について、足元の状況が改善しているかを評価する指標として、単年の自殺死亡率を設定します。

現状（令和4年）	目標（令和10年）
自殺死亡率 24.0	自殺死亡率 14.1 以下

○直近5年間の自殺死亡率の平均

短期的な数字とあわせ、中長期的な視点で評価するため、直近5年間の自殺死亡率の平均についても、あわせて目標に設定します。

現状（平成30年～令和4年）	目標（令和6年～令和10年）
29.2	15.3 以下

Ⅱ 西都市の自殺の現状等

II-1 西都市の自殺の現状

■西都市の自殺の特徴

- ・西都市の自殺者数は平成29年～令和3年、5年合計41人（男性26人、女性15人）
（自殺統計（自殺日・住居地））

いのち支える自殺対策推進センター（JSCP）の分析から、平成29年～令和3年の5年間に
おいて以下の5区分が西都市の自殺者の特徴としてあげられました。

西都市の主な自殺の特徴（特別集計（自殺日・住居地、平成29～令和3年合計）

上位5区分	自殺者数 (5年計)	割合			自殺死亡率(10万対)		
		西都市	宮崎県	全国	西都市	宮崎県	全国
1位:男性60歳以上無職独居	8	19.5%	10.3%	7.3%	301.1	115.9	83.2
2位:女性60歳以上無職同居	8	19.5%	8.8%	8.8%	45.9	14.4	12.8
3位:男性60歳以上有職同居	6	14.6%	6.4%	4.0%	50.5	20.3	12.4
4位:男性60歳以上無職同居	5	12.2%	16.5%	11.7%	48.4	42.6	28.4
5位:女性60歳以上無職独居	4	9.8%	6.1%	4.2%	62.9	27.2	20.4

区分：自殺の特性区分（男女別、年齢別、職業の有無、同居人の有無）

割合：5年間（平成29年～令和3年）の自殺者数の合計41人に対する割合

自殺死亡率：各区分の人口10万人当たりの自殺者数

順位は自殺者数の多さに基づき、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順としました。
自殺死亡率の母数（人口）は令和2年国勢調査を基にいのち支える自殺対策推進セン
ター（JSCP）にて推計しました。

■全般的な状況（自殺統計）

西都市の自殺者数は、5年間で平均8.2人となっています。

西都市

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	合計	平均
自殺者数(人)	4	12	11	5	9	41	8.2
自殺死亡率	12.8	38.9	36.1	16.7	30.4	-	26.9

西都児湯医療圏

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	合計	平均
自殺者数(人)	23	23	20	18	19	103	20.6
自殺死亡率	22.2	22.5	19.8	18.0	19.2	-	20.3

宮崎県

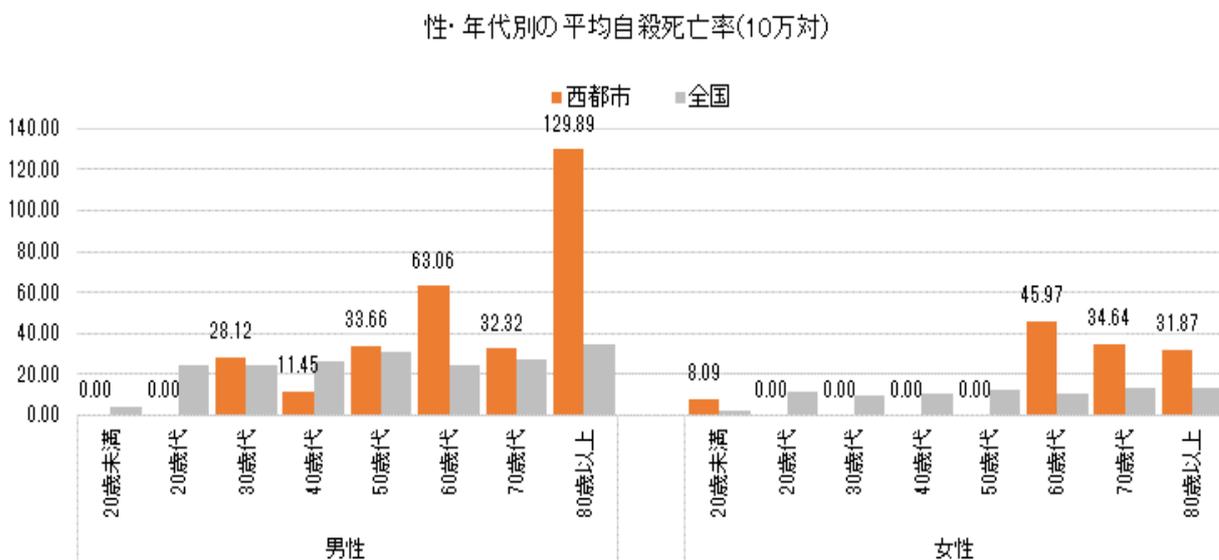
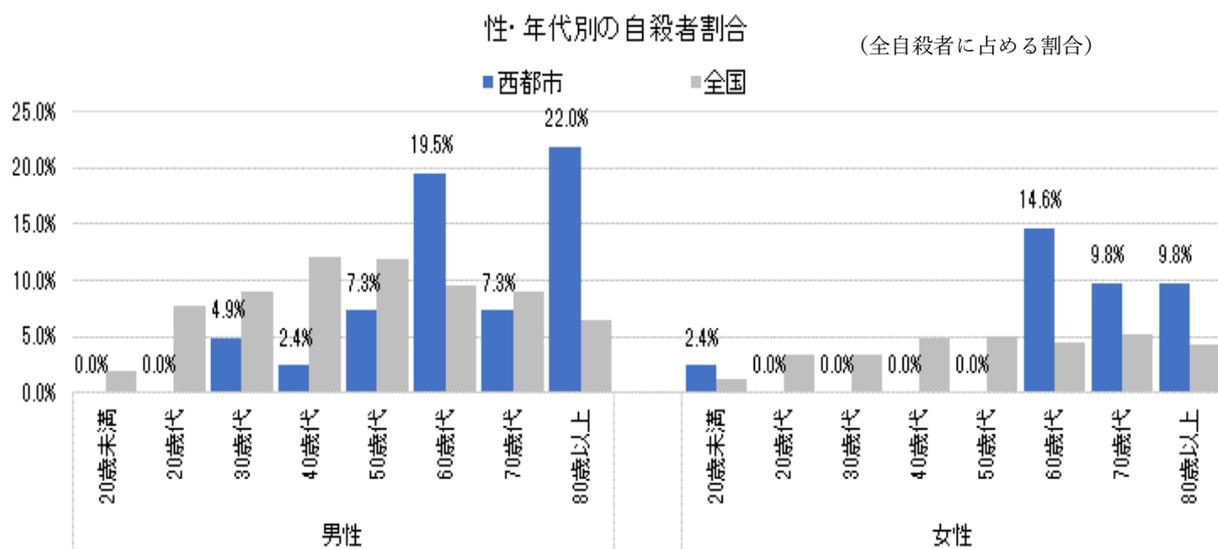
	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	合計	平均
自殺者数(人)	202	200	196	221	205	1,024	204.8
自殺死亡率	18.0	18.0	17.8	20.2	18.9	-	18.6

全国

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	合計	平均
自殺者数(人)	21,127	20,668	19,974	20,907	20,820	103,496	20,699.2
自殺死亡率	16.5	16.2	15.7	16.4	16.4	-	16.3

性・年代別（平成 29 年～令和 3 年平均）（自殺統計（自殺日・住居地））

西都市の自殺者は男性が多く、年代でみると 60 歳代、80 歳以上の割合が高くなっています。また、各年代別の自殺死亡率（人口 10 万人あたりの自殺者数）をみると、男性の 80 歳以上で高くなります。



■勤務・経営関連資料

有職者の自殺者の内訳（特別集計（平成29年～令和3年合計））

※性・年齢・同居の有無の不詳を除く

全国と比較すると「自営業・家族従業者」の割合が高くなっています。

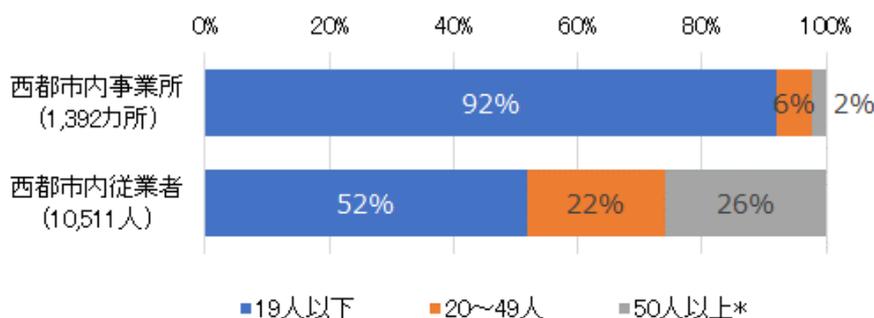
職業	自殺者数	割合	全国割合
自営業・家族従業者	7	53.8%	17.5%
被雇用者・勤め人	6	46.2%	82.5%
合計	13	100.0%	100%

地域の就業者の常住地・従業地（令和2年国勢調査）

・西都市内常住就業者の29.9%が他市町村で従業しています。また、西都市内従業者の29.6%が他市町村に常住しています。

		従業地			
		西都市	他市町村	不明・不詳	合計
常住地	西都市	9,519	4,201	307	14,027
	他市町村	4,007	—	—	4,007
	合計	13,526	4,201	307	18,034

地域の事業所規模別事業所／従業者割合（平成28年経済センサス）



	総数	1～4人	5～9人	10～19人	20～29人	30～49人	50～99人	100人以上	出向・派遣従業者のみ
事業所数	1,392	868	270	142	43	35	21	9	4
従業者数	10,511	1,761	1,792	1,903	1,030	1,284	1,456	1,285	0

一般的に、労働者数50人未満の小規模事業所ではメンタルヘルス対策に遅れがあることが指摘されており、地域産業保健センター等による支援が行われています。自殺対策の推進の上でも地域の関係機関との連携による小規模事業所への働きかけがのぞまれます。

■高齢者関連資料

60歳以上の自殺者の内訳（特別集計（自殺日・住居地）平成29年～令和3年合計）

高齢者の年代別に同居人の有無をみると60歳代、70歳代は「同居人あり」の方が多くなっています。

		自殺者数		割合		全国割合	
		あり	なし	あり	なし	あり	なし
同居人の有無	60歳代	6	2	17.6%	5.9%	14.0%	10.4%
	70歳代	2	1	5.9%	2.9%	15.0%	8.0%
	80歳以上	3	6	8.8%	17.6%	11.5%	5.0%
性別	男性	6	2	17.6%	5.9%	14.0%	10.4%
	女性	4	2	11.8%	5.9%	8.7%	2.8%
	合計	34		100%		100%	

■自殺手段関連資料

手段別の自殺者数の推移（自殺統計（自殺日・住居地））

手段	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	合計	割合
縊頸（首つり）	1	8	9	4	5	27	65.9%
服毒	1	3	0	0	2	6	14.6%
練炭等	0	0	1	0	1	2	4.9%
飛降り	1	0	0	0	1	2	4.9%
飛込み	0	0	0	0	0	0	0.0%
その他	1	1	1	1	0	4	9.8%
不詳	0	0	0	0	0	0	0.0%
合計	4	12	11	5	9	41	100.0%

出典： 地域自殺実態プロファイル2022（JSCP2022）

II-2 西都市こころの健康に関する意識調査

「西都市いのち支える自殺対策行動計画」の改定(第2期)に向けた基礎資料とするため、西都市における市民のこころの健康や自殺に関する意識や実態を把握することを目的に実施しました。

その主な結果は次のとおりです。

1 調査の概要

- (1)調査対象：無作為に抽出した18歳以上の市民1,000人
- (2)調査期間：令和5年9月13日～同年9月30日
- (3)調査方法：郵送により調査票を配布し、郵送又はインターネットで回収
- (4)回収結果：回収数(率)336人(33.6%)
(うち、郵送回収は306人、インターネット回収は30人)
- (5)調査項目 ①悩みやストレスなどに関することについて
②うつ病や自殺などに関することについて
③新型コロナウイルス感染症による影響について

2 回答者の属性

- (1)性別：男性159人、女性171人、その他1人、無回答5人
- (2)年齢：10歳代2人、20歳代10人、30歳代30人、40歳代30人、50歳代48人
60歳代74人、70歳代88人、80歳以上53人、無回答1人

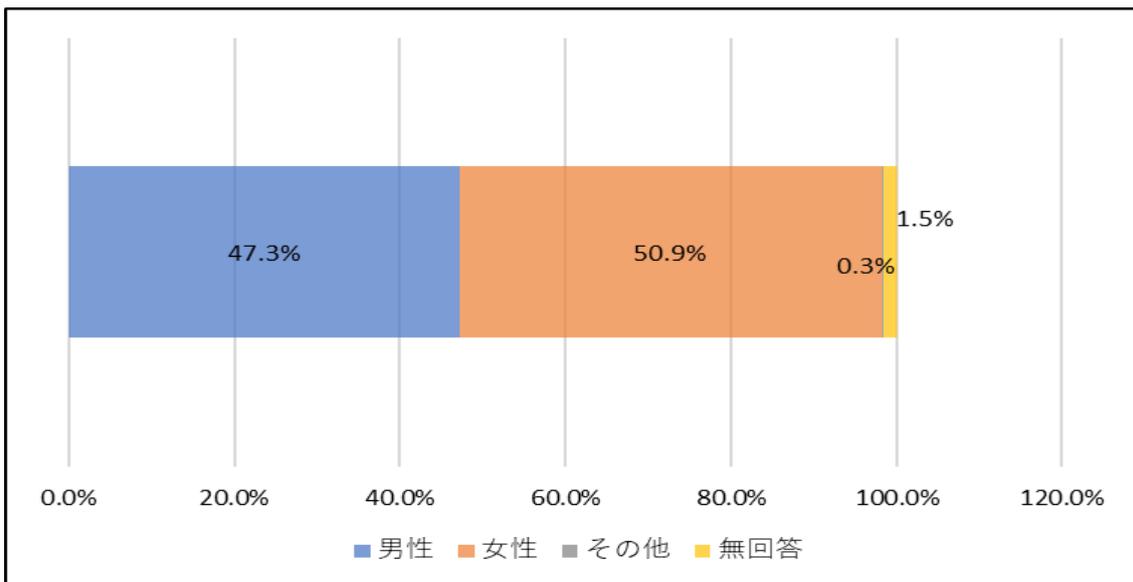


図1 回答者の性別構成

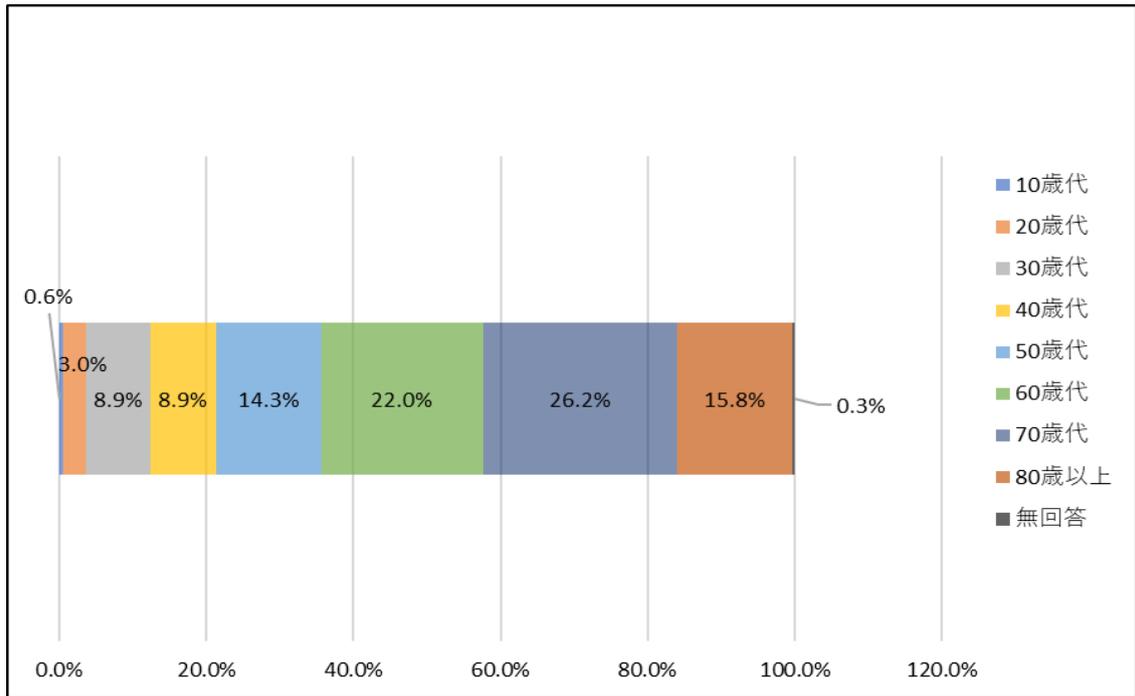


図2 回答者の年齢構成

3 調査結果

(1) 不満や悩みやつらい気持ちに耳を傾けてくれる人の有無について

「不満や悩みやつらい気持ちを受け止め、耳を傾けてくれる人はいると思うか」と聞いたところ、「実際に会って、個人的に相談できる人がいる」と答えた方の割合は68.5%と最も高く、次いで「電話で、個人的に相談できる人がいる」が33.6%となっています（図3）。

性別でみると、「いない」と答えた方は、女性（9.9%）より男性（22.0%）が高くなっています。

年代別でみると、「いない」と答えた方の割合は、「70歳代」が20.5%と最も高く、次いで「80歳代以上」が18.9%となっています。

「20歳代」から「80歳代以上」の年代において、「実際に会って個人的に相談できる人がいる」と答えた方の割合が高くなっています（図4）。

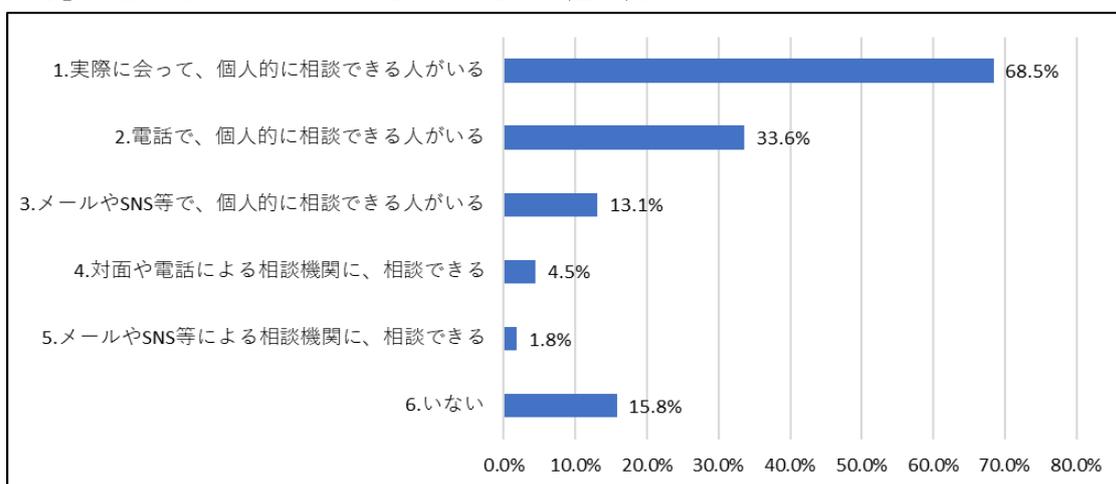


図3 「不満や悩みやつらい気持ちに耳を傾けてくれる人の有無について」の回答割合

	男性	女性	18～19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代以上
1.実際に会って、個人的に相談できる人がいる	65.4%	70.8%	50.0%	80.0%	80.0%	86.7%	77.1%	66.2%	56.8%	66.0%
2.電話で、個人的に相談できる人がいる	28.9%	37.4%	100.0%	27.3%	40.0%	43.3%	27.1%	24.3%	35.2%	39.6%
3.メールやSNS等で、個人的に相談できる人がいる	8.8%	17.0%	0.0%	0.0%	40.0%	26.7%	14.6%	14.9%	9.1%	1.9%
4.対面や電話による相談機関に、相談できる	5.7%	2.9%	0.0%	10.0%	3.3%	3.3%	6.3%	2.7%	3.4%	7.5%
5.メールやSNS等による相談機関に、相談できる	2.5%	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%	3.3%	2.1%	4.1%	0.0%	1.9%
6.いない	22.0%	9.9%	0.0%	10.0%	10.0%	13.3%	10.4%	16.2%	20.5%	18.9%

図4 「不満や悩みやつらい気持ちに耳を傾けてくれる人の有無について」の性別・年代別回答割合

(2-1) 誰かに相談したり、助けを求めたりすることについて

「悩みを抱えたときやストレスを感じたときに、誰かに相談したり、助けを求めたりすることにためらいを感じるか」と聞いたところ、「そう思う」「どちらかというと思う」を合わせた『ためらいを感じる(計)』の割合は、30.0%、「そうは思わない」「どちらかというと思わない」を合わせた『ためらいを感じない(計)』と答えた方の割合は61.0%となっています(図5)。

性別でみると、大きな差はありません(図6)。

年代別でみると、『ためらいを感じる(計)』の割合は、「50歳代」が41.6%と最も高く、次いで「20歳代」が40.0%となっています(図7)。

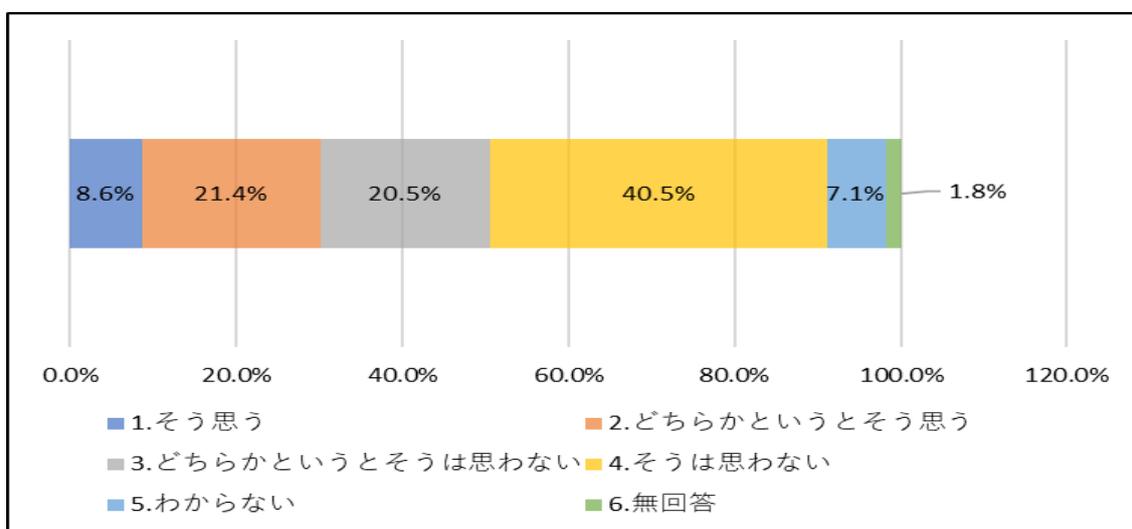


図5 「誰かに相談したり、助けを求めたりすることについて」の回答割合

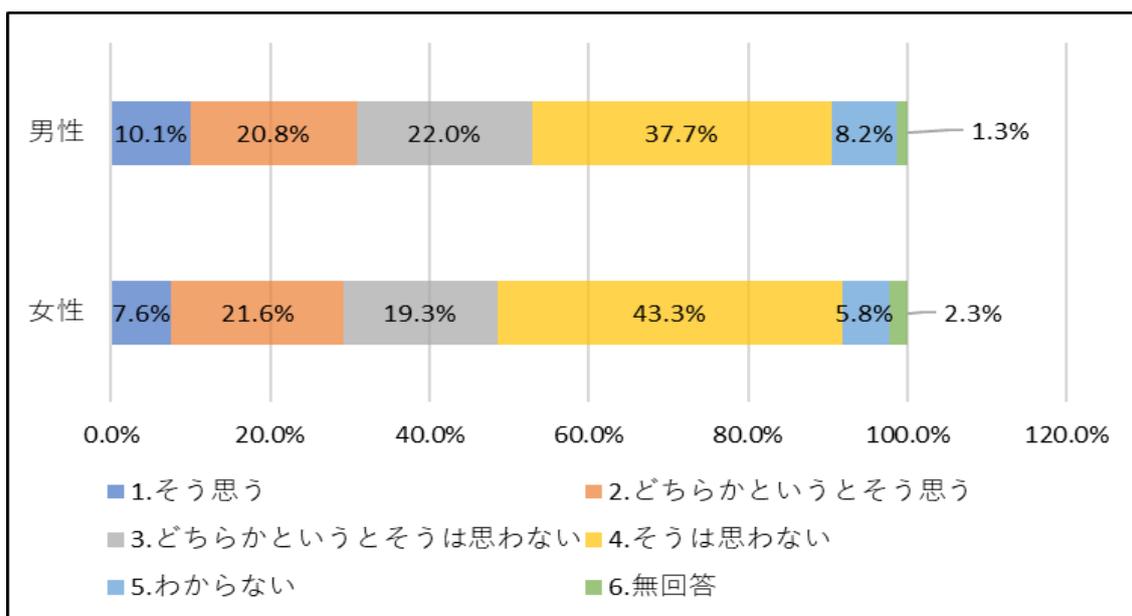


図6 「誰かに相談したり、助けを求めたりすることについて」の性別回答割合

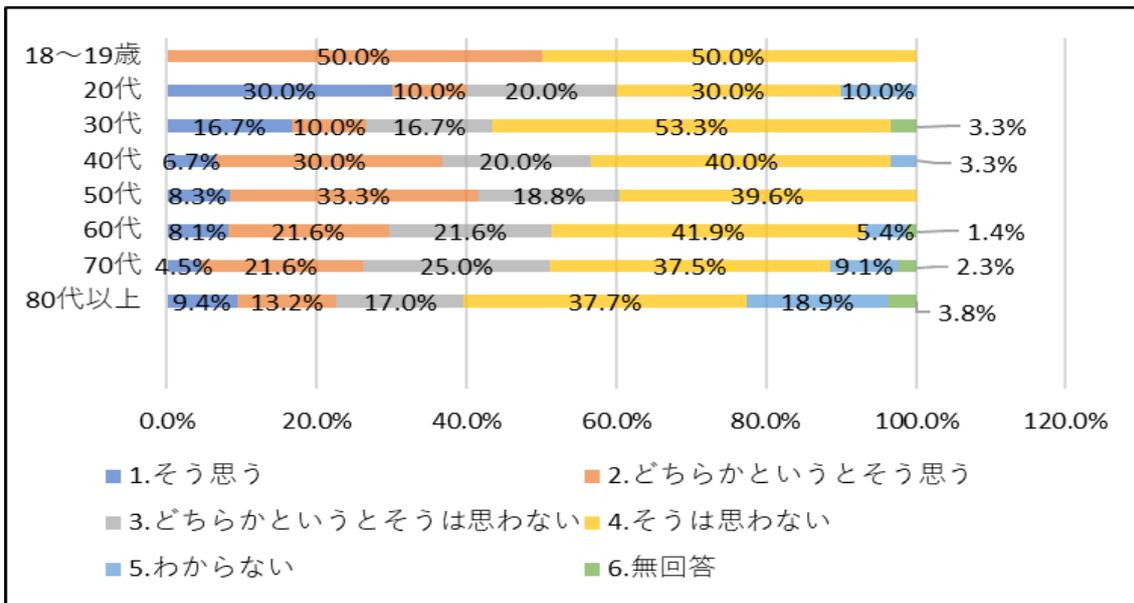


図7 「誰かに相談したり、助けを求めたりすることについて」の年代別回答割合

(2-2) 誰かに悩みを相談したり、助けを求めたりすることにためらいを感じる理由について

『ためらいを感じる(計)』と答えた方(101人)に理由を聞いたところ、「自分の悩みを解決できる場所はないと思っているから」と答えた方の割合が38.6%と最も高く、以下「家族や友達などの身近な人には、相談したくない悩みだから」が30.7%、「病院や支援機関等の専門家に相談したいと思っているが、相談するハードルが高く感じるから」が20.8%となっています(図8)。

年代別でみると、「20歳代」から「40歳代」の各年代において「家族や友達などの身近な人には、相談したくない悩みだから」、「60歳代」から「80歳代以上」各年代において「自分の悩みを解決できる場所はないと思っているから」と答えた方の割合が高くなっています(図9)。

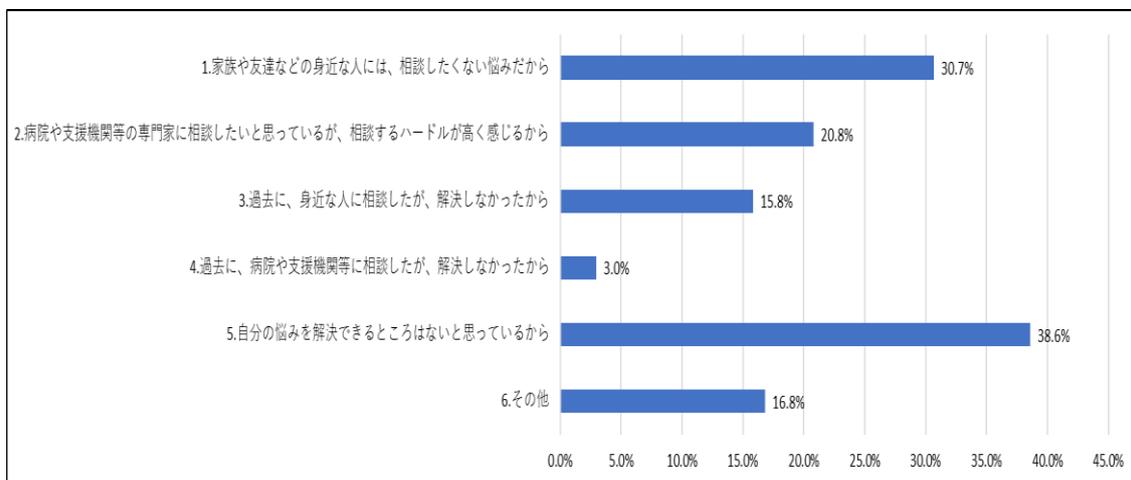


図8 「ためらいを感じる理由」についての回答割合

	男性	女性	18~19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代以上
1.家族や友達などの身近な人には、相談したくない 悩みだから	28.6%	34.0%	0.0%	50.0%	62.5%	54.5%	15.0%	22.7%	17.4%	50.0%
2.病院や支援機関等の専門家に相談したいと思っ ているが、相談するハードルが高く感じるから	20.4%	22.0%	0.0%	25.0%	37.5%	27.3%	15.0%	13.6%	26.1%	16.7%
3.過去に、身近な人に相談したが、解決しなかつ たから	16.3%	14.0%	0.0%	50.0%	0.0%	27.3%	15.0%	18.2%	13.0%	8.3%
4.過去に、病院や支援機関等に相談したが、解決 しなかったから	4.1%	2.0%	0.0%	0.0%	12.5%	0.0%	5.0%	4.5%	0.0%	0.0%
5.自分の悩みを解決できる場所はないと思っ ているから	40.8%	36.0%	0.0%	25.0%	50.0%	36.4%	25.0%	36.4%	43.5%	58.3%
6.その他	14.3%	20.0%	100.0%	50.0%	0.0%	18.2%	30.0%	18.2%	8.7%	0.0%

図9 「ためらいを感じる理由」についての性別・年代別回答割合

(3-1) 「うつ病のサイン」が続くときの受診について

うつ病のサインとは、眠れない、食欲がない、気分が沈む、いらいらする、集中力がな
いの症状が2週間以上続くこと。

自分自身の「うつ病のサイン」が2週間以上続くときの受診状況について聞いたところ、
「かかりつけの内科などの医療機関を受診する」と答えた方の割合が29.5%と最も高く、以
下、「わからない」が28.9%、「精神科などの専門の医療機関を受診する」が22.9%、「医療
機関を受診しない」が14.0%となっています（図10）。

性別でみたところ、大きな差はありません（図11）。

年代別でみると、年齢層が高いほど「かかりつけの内科などの医療機関を受診する」と答
えた方の割合が高くなる傾向にあります（図12）。

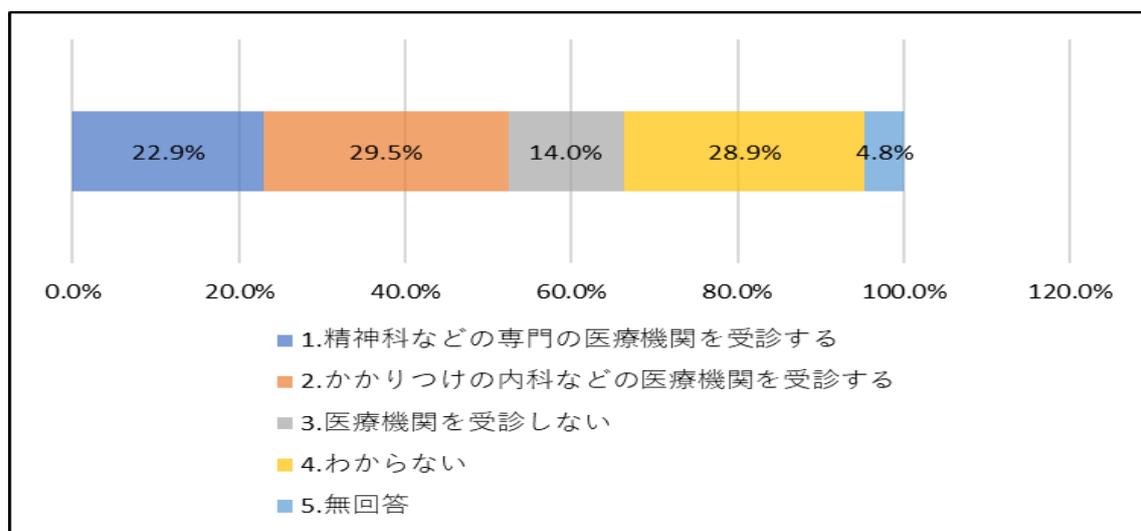


図10 「うつ病のサイン」が続くときの受診についての回答割合

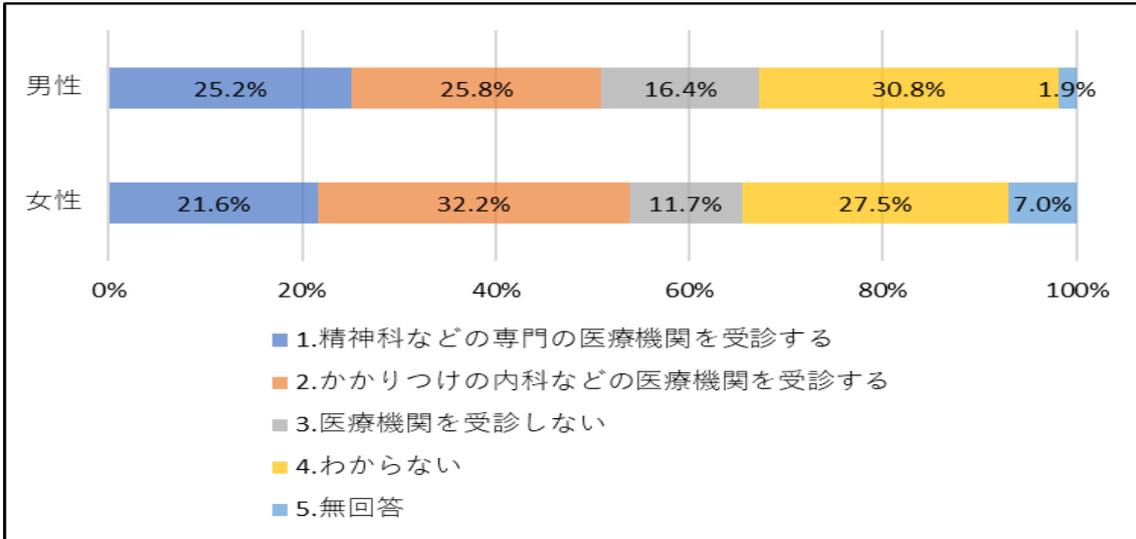


図 11 「うつ病のサイン」が続くときの受診についての性別回答割合

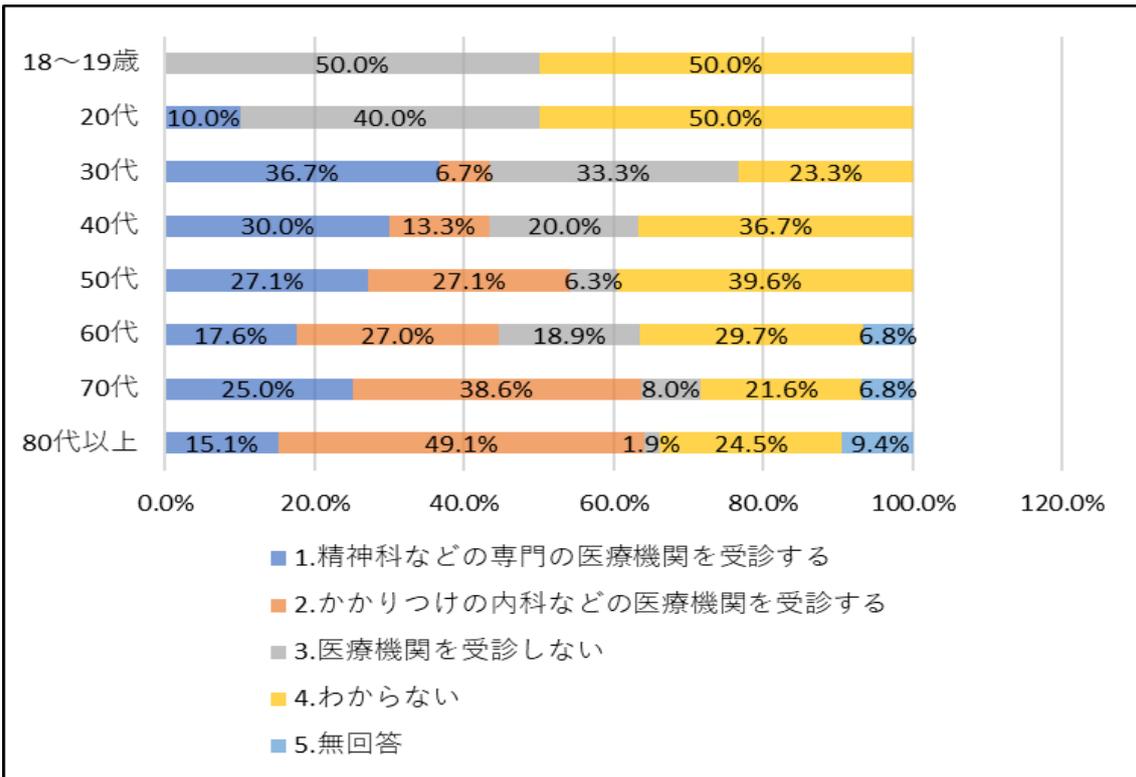


図 12 「うつ病のサイン」が続くときの受診についての年代別回答割合

(3-2)身近な人の「うつ病のサイン」に気づいたときの受診について

家族など身近な人の「うつ病のサイン」に気づいたとき、医療機関への受診を勧めるかと聞いたところ、「精神科など（心療内科を含む）の専門の医療機関への受診を勧める」と回答した方の割合が48.5%と最も高く、以下、「かかりつけの内科などの医療機関への受診を勧める」が32.4%、「わからない」が14.3%、「医療機関へ受診は勧めない」が2.1%となっています（図13）。

年代別にみたところ、「精神科など（心療内科を含む）の専門の医療機関への受診を勧める」と答えた方の割合は、「30歳代」が73.3%も最も高く、以下、「20歳代」と「40歳代」が60.0%、「50歳代」が58.3%などとなっています。

「60歳代」、「70歳代」においては、約4割が「かかりつけの内科などの医療機関への受診を勧める」と回答しています（図14）。

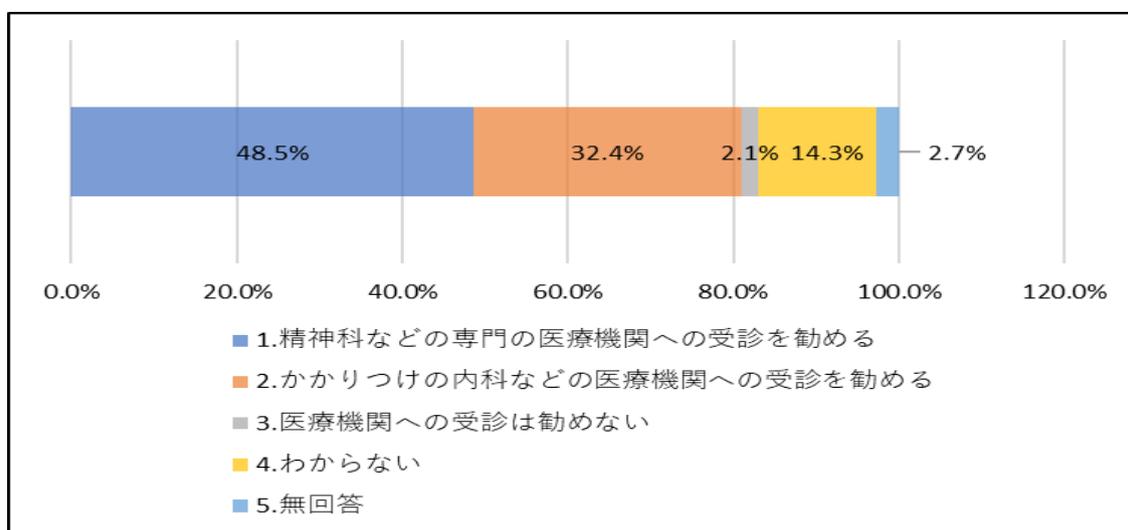


図13 身近な人の「うつ病のサイン」に気づいたときの受診についての回答割合

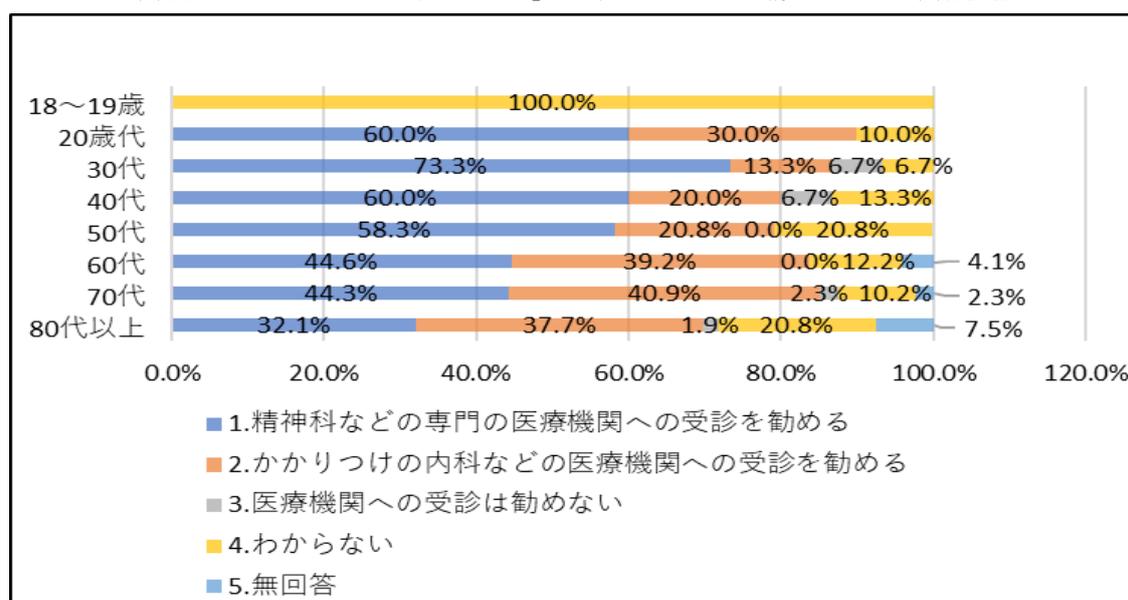


図14 身近な人の「うつ病のサイン」に気づいたときの受診についての年代別回答割合

(4-1)自殺念慮の有無について

「これまでの人生のなかで、本気で自殺したいと考えたことがあるか」と聞いたところ、「自殺したいと思ったことがある」と答えた方の割合は21.7%、「自殺したいと思ったことはない」と答えた方の割合は73.8%となっています（図15）。

性別でみると、「ある」と答えた方の割合は、男性（19.5%）よりも女性（24.0%）が高くなっています（図16）。

年代別でみると、「20歳代」が40.0%と最も高く、以下、「40歳代」が36.7%、「50歳代」が27.1%などとなっています（図17）。

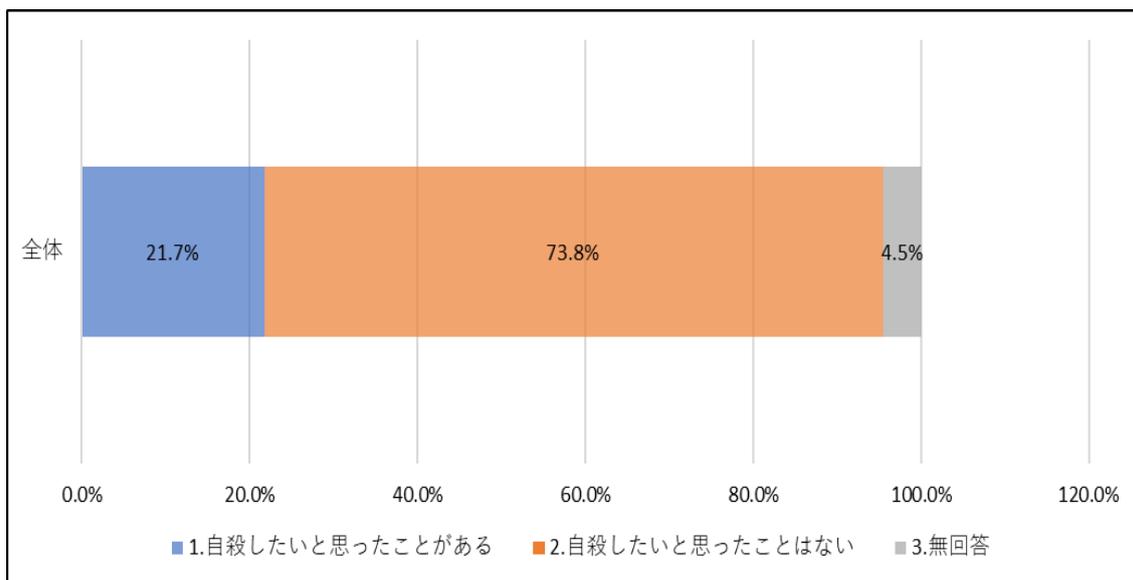


図15 「これまでに本気で自殺したいと考えたことがあるか」の回答割合

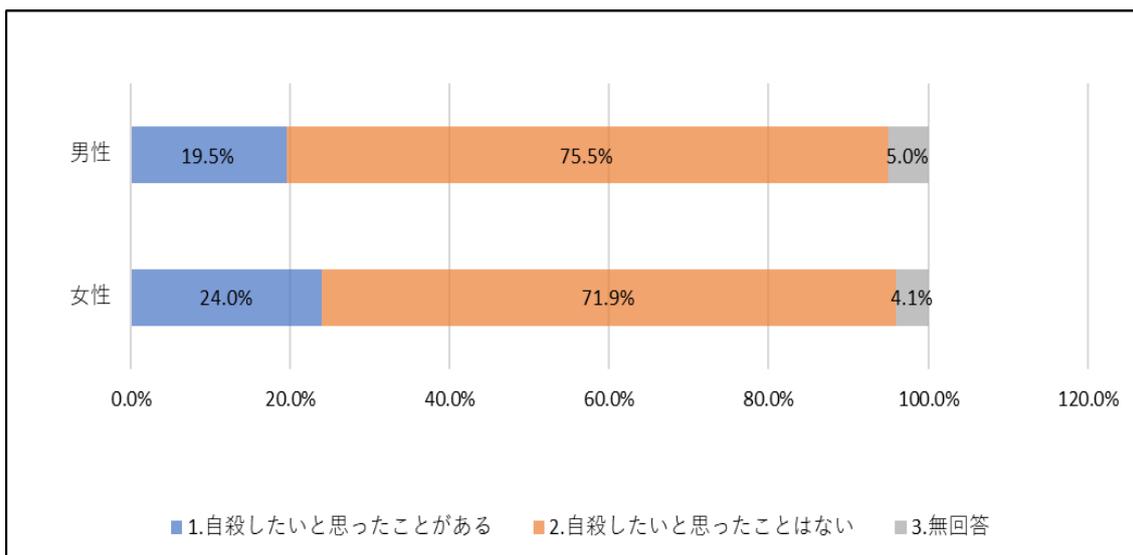


図16 「これまでに本気で自殺したいと考えたことがあるか」の性別回答割合

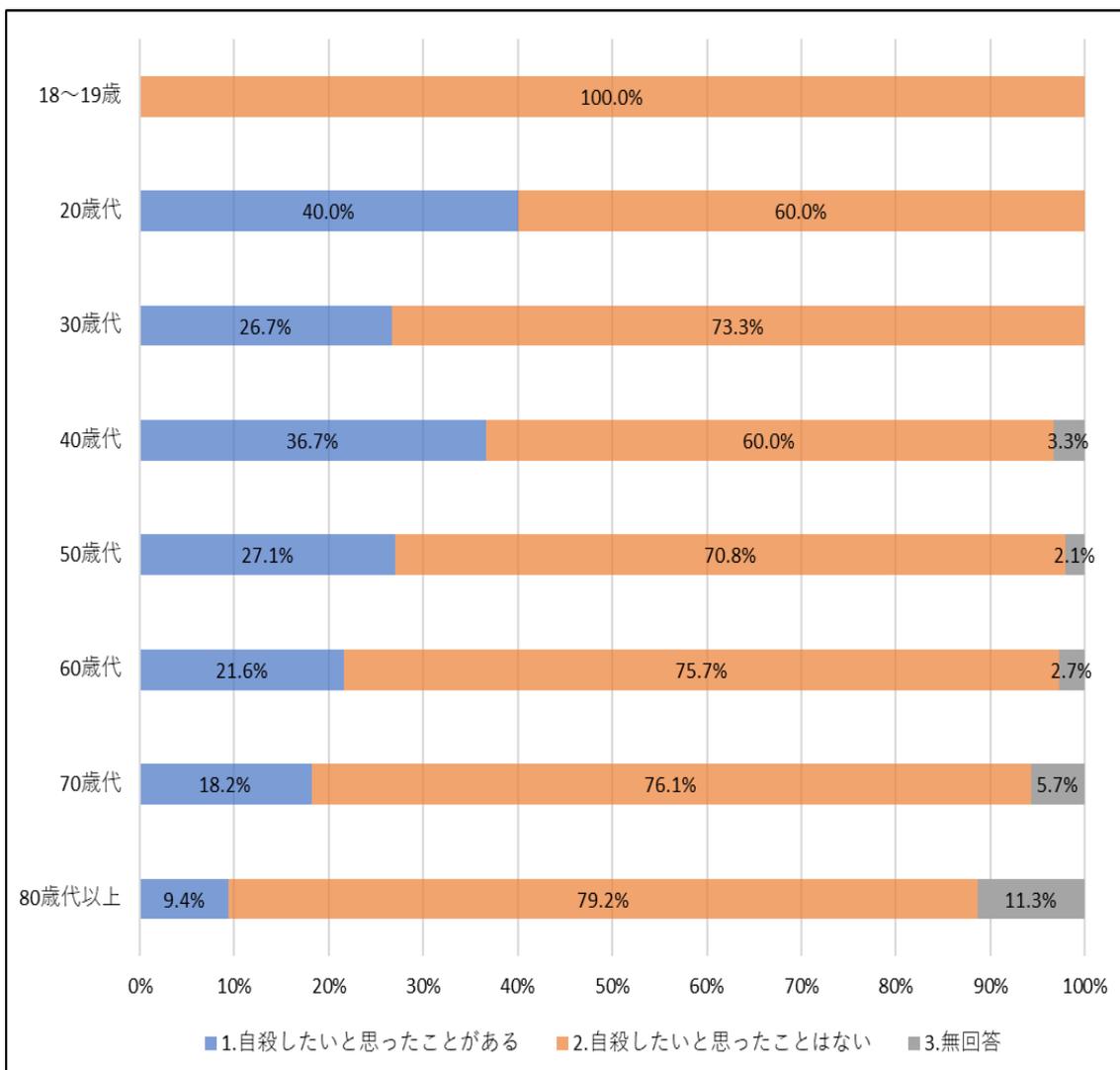


図 17 「これまでに本気で自殺したいと考えたことがあるか」の年代別回答割合

(4-2)自殺念慮歴の原因について

「自殺したいと思ったことがある」と答えた方（73人）に、原因を聞いたところ、「家庭問題（家族関係の不和、子育て、家族の介護・看病等）」と答えた方の割合が52.1%と最も高く、以下、「経済・生活問題（倒産、業績不振、負債、失業、借金等）」が21.9%、「勤務問題（転勤、仕事の不信、職場の人間関係、長時間労働等）」と「健康問題」が17.8%などとなっています（図18）。

性別でみると、「家庭問題（家族関係の不和、子育て、家族の介護・看病等）」と答えた方の割合が男性35.5%、女性が65.9%と最も高くなっています（図19）。

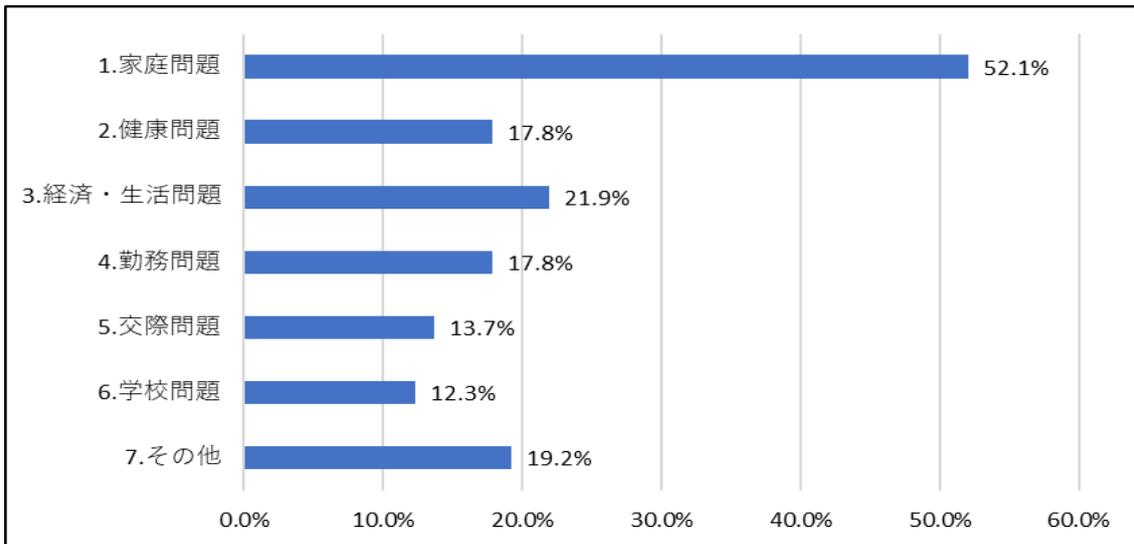


図 18 「本気で自殺したい」と考えた原因の回答割合

	男性	女性	18~19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代以上
1.家庭問題	35.5%	65.9%	0.0%	25.0%	37.5%	54.5%	53.8%	56.3%	68.8%	20.0%
2.健康問題	22.6%	14.6%	0.0%	0.0%	25.0%	36.4%	7.7%	25.0%	6.3%	20.0%
3.経済・生活問題	22.6%	22.0%	0.0%	25.0%	50.0%	36.4%	23.1%	12.5%	12.5%	0.0%
4.勤務問題	25.8%	12.2%	0.0%	25.0%	50.0%	27.3%	30.8%	0.0%	6.3%	0.0%
5.交際問題	19.4%	9.8%	0.0%	100.0%	12.5%	9.1%	23.1%	0.0%	6.3%	0.0%
6.学校問題	19.4%	7.3%	0.0%	50.0%	25.0%	18.2%	0.0%	6.3%	12.5%	0.0%
7.その他	16.1%	19.5%	0.0%	25.0%	37.5%	9.1%	7.7%	18.8%	12.5%	60.0%

図 19 「本気で自殺したい」と考えた原因の性別・年代別回答割合

(5) 相談窓口の認知度について

「知っているところの悩みの相談窓口」について聞いたところ、「こころの電話（電話相談窓口）」と答えた方の割合が32.4%と最も高く、次いで、「知らない」が32.1%となっています（図20）。

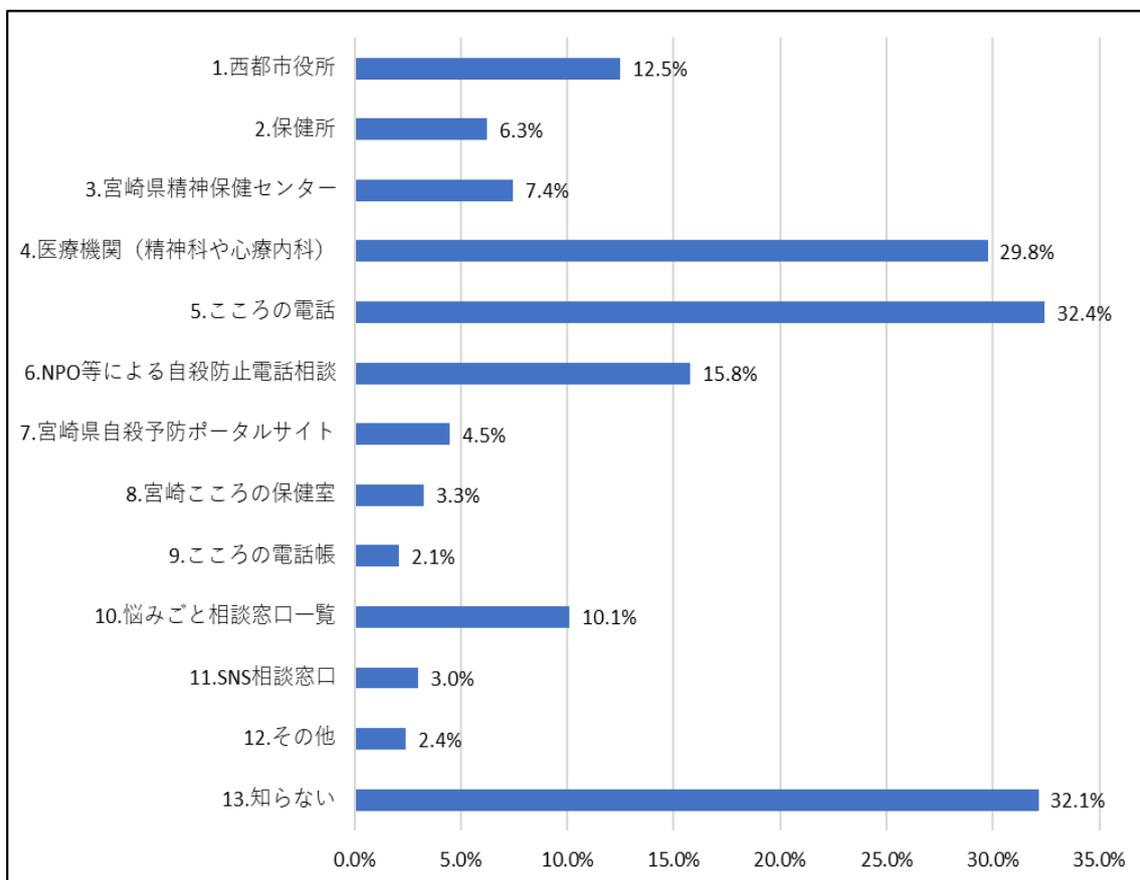


図20 「知っているところの相談窓口」についての回答割合

(6) 相談先に関する情報の入手方法について

こころの悩みを相談したいと思った場合、「家族や友人、同僚等身近な人に聞く」と答えた方の割合が48.8%と最も高く、次いで「インターネット」から情報を得る割合が32.4%となっています（図21）。

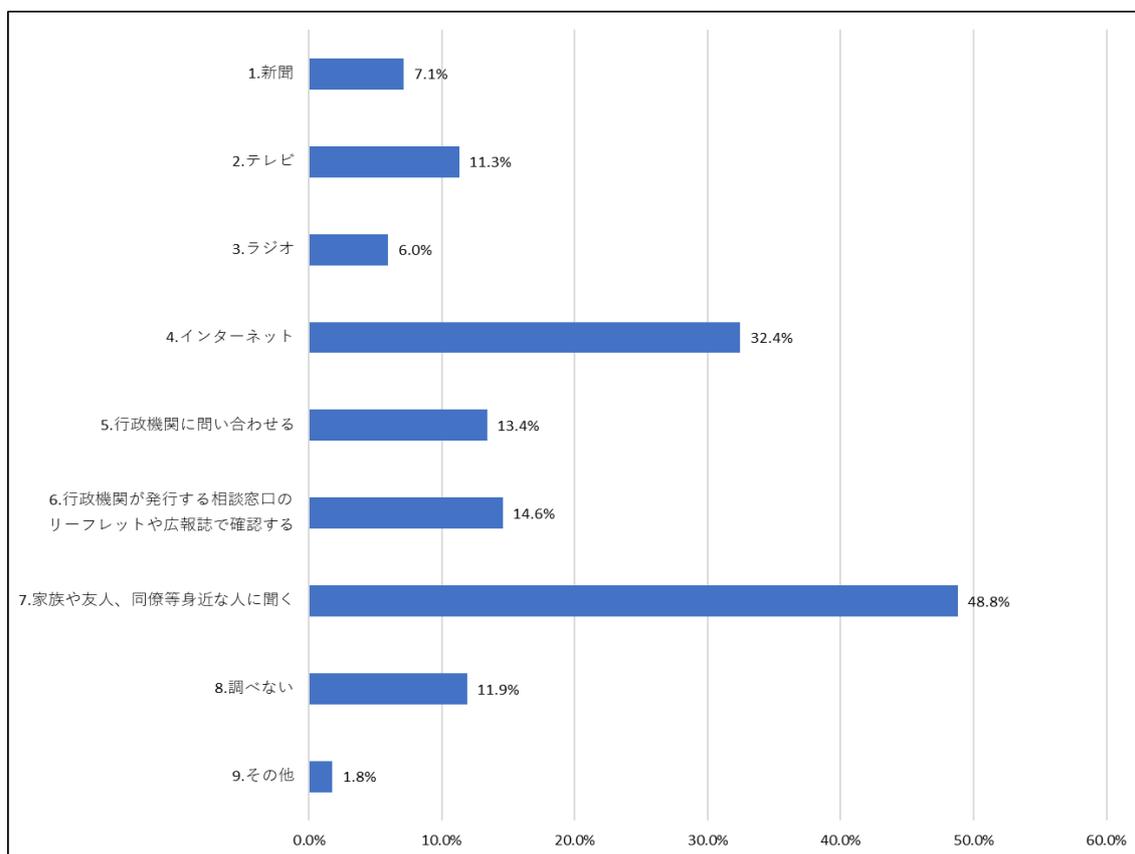


図21 「相談先に関する情報の入手方法」についての回答割合

(7) 今後、必要と思われる自殺対策について

「今後、必要と思われる自殺対策」について聞いたところ、「健康を損ねたときに、心の病に関してスムーズな診療ができる環境があること」と答えた方の割合が47.3%と最も高く、次いで「悩みを抱え込まず、周囲に助けを求めることについて学校で学べること(SOSの出し方教育)」が45.5%となっています(図22)。

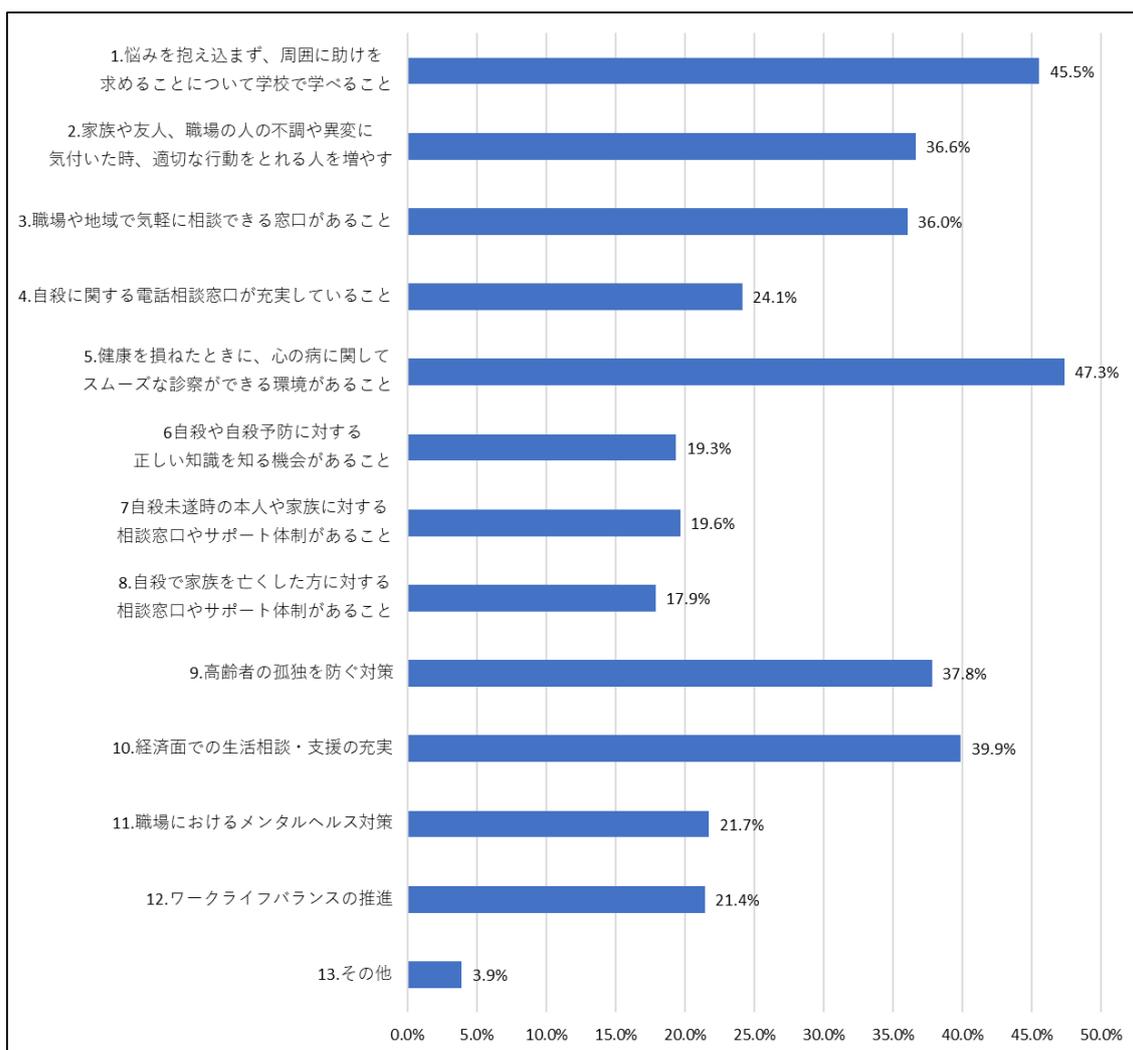


図22 「今後、必要と思われる自殺対策」についての回答割合

(8) 今後、必要と思われる子ども・若者向けの自殺対策について

「今後、必要と思われる子ども・若者向けの自殺対策」について聞いたところ、「いじめ防止対策の強化」と答えた方の割合が 55.1%と最も高く、次いで「子どもが出した SOS に気づき、受け止めるための教員や保護者に対する研修の実施」が 54.5%となっています（図 23）。

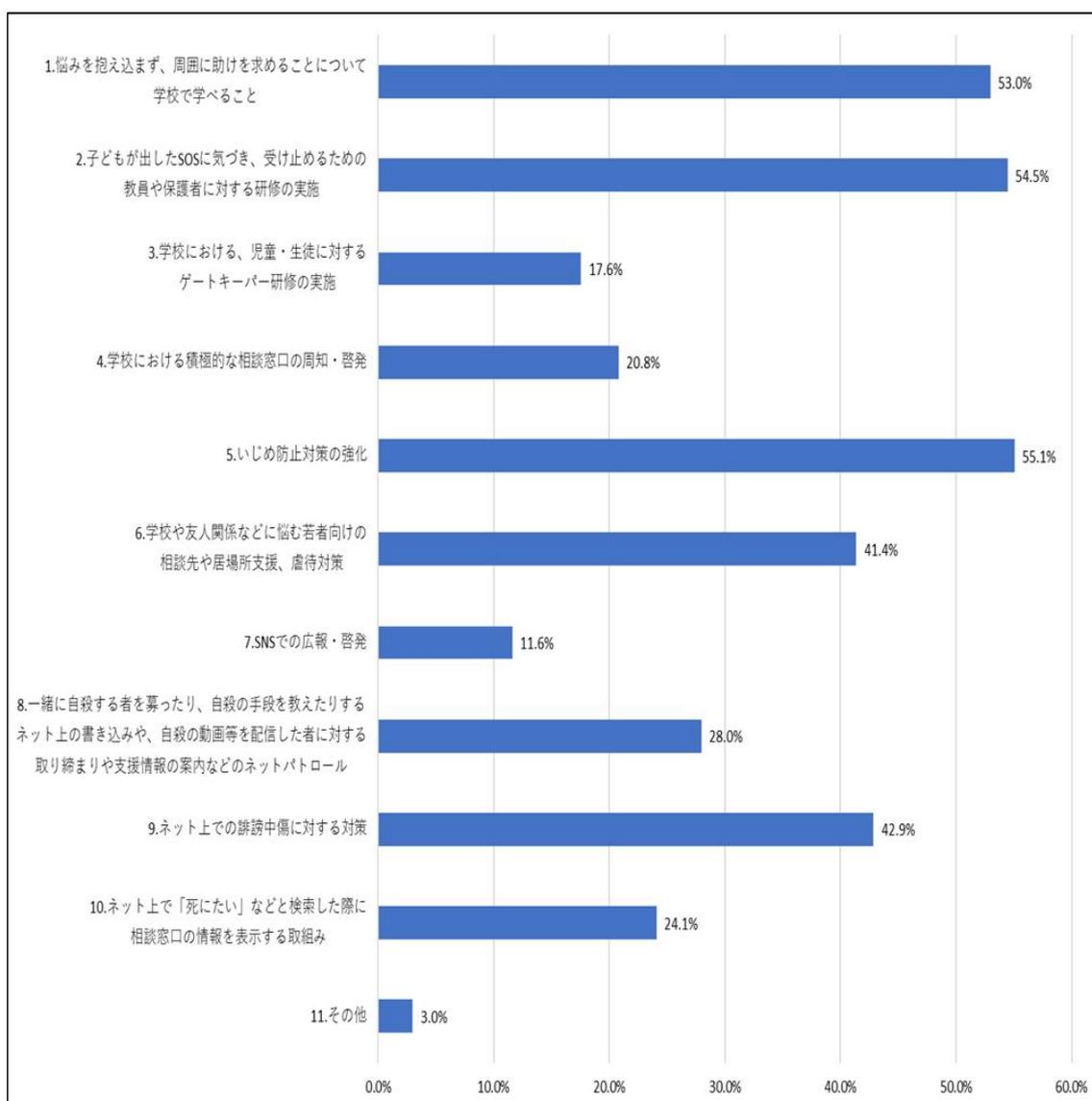


図 23 「今後、必要と思われる子ども・若者向けの自殺対策」についての回答割合

(9) 今後、必要と思われる女性向けの自殺対策について

「今後、必要と思われる女性向けの自殺対策」について聞いたところ、「産後うつ予防を図るための産後の初期段階における支援体制があること」と答えた方の割合が56.0%と最も高く、次いで「配偶者等からの暴力に関する相談体制があること」が47.6%となっています（図24）。

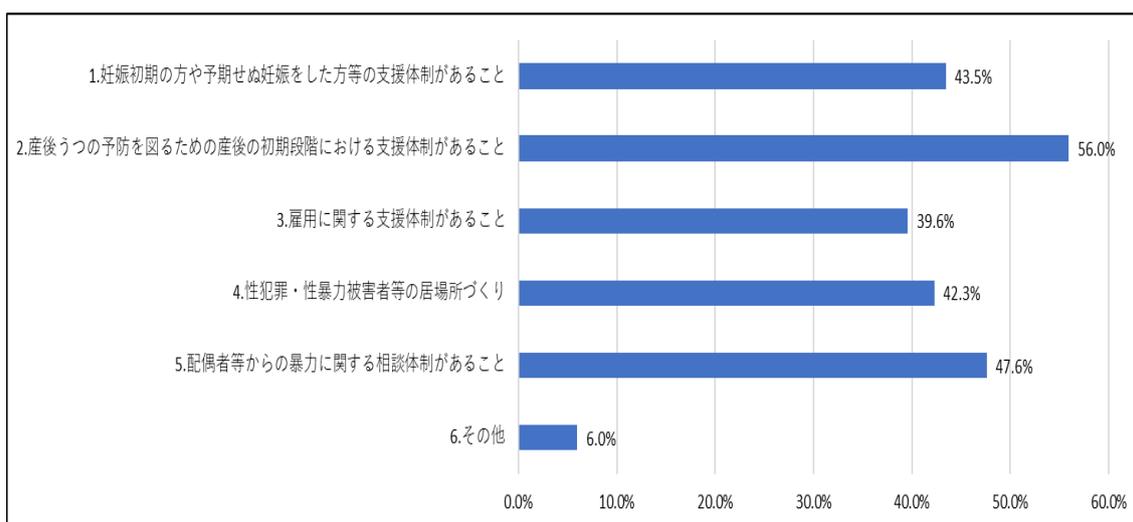


図24 「今後、必要と思われる女性向けの自殺対策」についての回答割合

(10) 今後、必要と思われる60歳以上の方向けの自殺対策について

「今後、必要と思われる60歳以上の方向けの自殺対策」について聞いたところ、「孤独や孤立を防ぐ対策」と答えた方の割合が64.9%と最も高く、次いで「住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるための支援体制があること」が61.6%となっています（図25）。

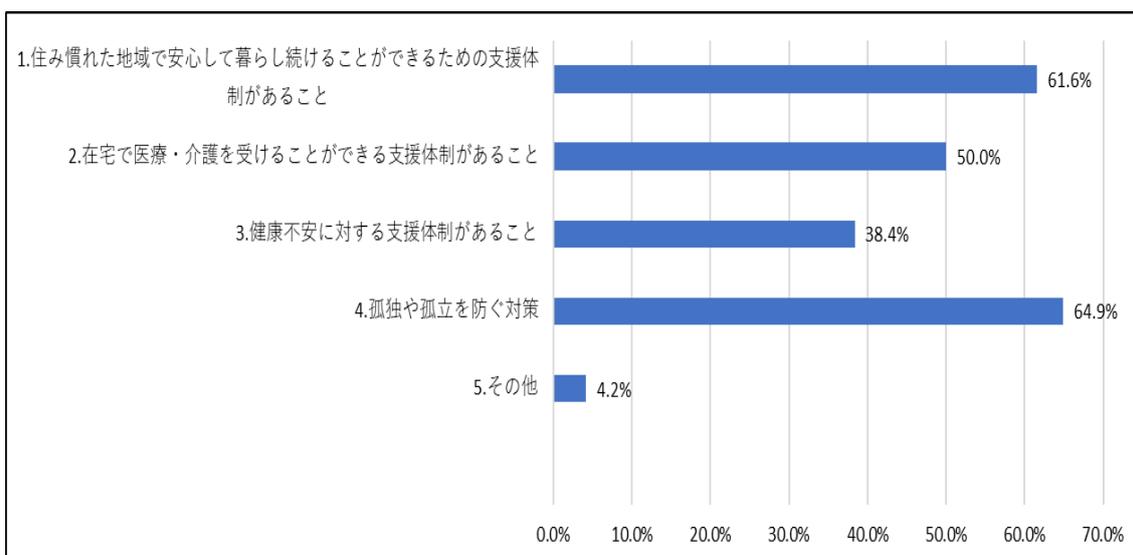


図25 「今後、必要と思われる60歳以上の方向けの自殺対策」について

(11) 新型コロナウイルス感染症のこころの健康への影響について

「新型コロナウイルス感染症の発生や感染症拡大防止のための対策等が、こころの健康状態に影響を及ぼしているか」と聞いたところ、「大いにある」が 16.4%、「多少ある」が 25.9%となっています（図 26）。

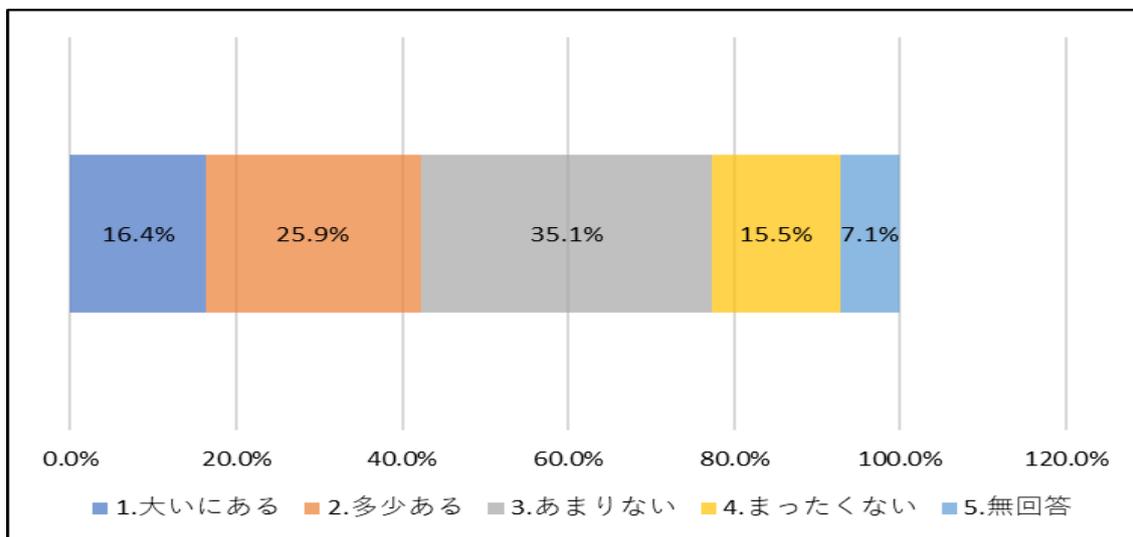


図 26 「新型コロナウイルス感染症のこころの健康への影響」についての回答割合

Ⅲ いのち支える自殺対策における取り組み

Ⅲ－１ 施策体系

国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」において、全ての自治体で取り組むことが望ましいとされた「基本施策」と、地域の自殺の実態を詳細に分析した地域自殺実態プロファイルにより示された「重点施策」を組み合わせ、地域の特性に応じた実効性の高い施策を推進していきます。

また、庁内の多様な既存事業を「生きることを支える取り組み」と位置づけ、より包括的・全庁的に自殺対策を推進していきます。

○基本施策

1. 地域におけるネットワークの強化

- ① 地域における連携・ネットワークの強化
- ② 特定の問題に対する連携・ネットワークの強化

2. 自殺対策を支える人材の育成

- ① さまざまな職種を対象とする研修
- ② 一般住民を対象とする研修
- ③ 学校教育に関わる人への研修

3. 住民への啓発と周知

- ① リーフレット・啓発グッズ等の作成と活用
- ② 市民向けの講座
- ③ メディアを活用した啓発

4. 生きることの促進要因への支援

- ① 相談体制の充実
- ② 居場所づくり活動
- ③ 自殺未遂者への支援
- ④ 遺された人への支援

5. いのちを大切にする教育（児童生徒のSOSの出し方に関する教育等）

- ① いのちを大切にする教育（児童生徒のSOSの出し方に関する教育等）の実施
- ② いのちを大切にする教育（児童生徒のSOSの出し方に関する教育等）を推進するための連携強化

○重点施策

1. 勤務・経営への支援

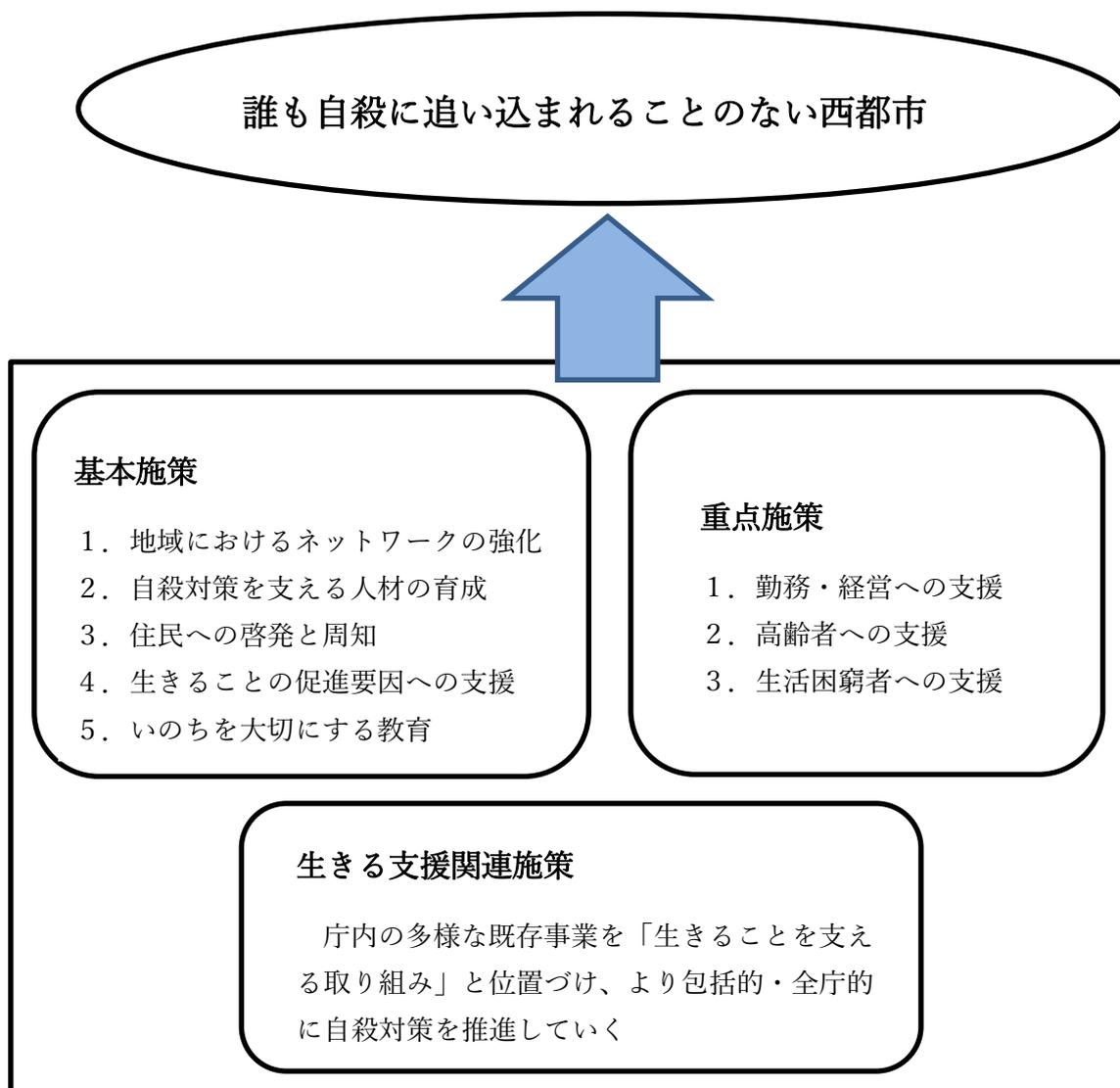
- ① ワークライフバランスの推進
- ② 職場におけるメンタルヘルス対策の推進

2. 高齢者への支援

- ① 包括的な支援のための連携の推進
- ② 地域における要介護者に対する支援
- ③ 高齢者の健康不安等に対する支援
- ④ 社会参加の強化と孤独・孤立の予防

3. 生活困窮者への支援

- ① 相談支援



Ⅲ－２ 基本施策

(1) 地域におけるネットワークの強化

自殺は、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題のほか、地域・職場のあり方の変化など、様々な要因とその人の性格傾向、家族の状況、死生観などが複雑に関係しています。自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるよう、精神保健的な視点だけではなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取り組みが重要です。

また、このような包括的な取り組みを実施するためには、様々な分野の施策、人々が密接に連携する必要があります。

① 地域における連携・ネットワークの強化

【事業名】 事業内容	担当課
【西都市いのち支える自殺対策推進本部】 市長をトップとした本市の自殺対策における中核組織であり、各課等における自殺対策関連事業の実施状況の把握を行い、全庁を挙げて自殺対策を総合的に推進します。	健康管理課
【西都市いのち支える自殺対策推進本部幹事会】 西都市いのち支える自殺対策本部の下部組織として、関係各課から選出する職員で構成する組織で、自殺対策関連事業の実施状況の把握を行い、全庁的な取り組みとして横断的に自殺対策を推進します。	健康管理課
【西都市健康づくり推進協議会】 市役所組織外の保健・医療・福祉・教育・労働等の関係機関や団体との連携を図り、様々な関係者の知見を活かし、こころの健康づくり及び自殺対策を総合的に推進します。	健康管理課

○評価指標

評価項目	現状値 (令和4年度)	令和10年度までの目標値
西都市いのち支える自殺対策推進本部及び幹事会開催回数	本部会1回/年	各1回以上/年
西都市健康づくり推進協議会開催回数	—	1回以上/年

② 特定の問題に対する連携・ネットワークの強化

<p style="text-align: center;">【 事 業 名 】 事 業 内 容</p>	<p style="text-align: center;">担当課</p>
<p>【西都児湯いじめ問題対策専門家委員会】 いじめ問題に関わる事例検討及び対策の協議、いじめ防止等のための調査研究及び対策の審議、重大事態に係る調査及び再発防止に資する対策の審議を行います。</p>	<p style="text-align: center;">教育政策課</p>
<p>【西都市ドメスティック・バイオレンス防止連絡調整会議】 DV防止等に関係する機関及び団体の連携を図るために情報交換を行い、DV被害者の早期発見と支援を行います。</p>	<p style="text-align: center;">福祉事務所</p>
<p>【住民基本台帳事務におけるドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者保護の支援措置及び関係課への情報提供】 配偶者暴力防止法、ストーカー規制法、児童虐待防止法等の被害者保護の支援措置申出により、住民票及び戸籍附票等の交付制限を行い、被害者保護を図ります。併せて、関係課へ情報提供を行います。</p>	<p style="text-align: center;">市民課</p>
<p>【西都市障害者自立支援協議会】 障がい者団体・医療・保健・福祉・教育に関する機関と連携し、障がい者の自立支援について検討します。</p>	<p style="text-align: center;">福祉事務所</p>
<p>【西都市要保護児童対策協議会】 虐待等で保護を要する児童や支援が必要とされる児童・保護者・特定妊婦について、適切な保護・支援につなげられるよう、関係機関の連絡体制の強化を図ります。</p>	<p style="text-align: center;">福祉事務所</p>
<p>【自殺対策従事者への支援】 自殺対策従事者の負担を軽減する体制の構築について、検討します。</p>	<p style="text-align: center;">健康管理課</p>

○評価指標

評価項目	現状値 (令和4年度)	令和10年度までの目標値
委員会・会議・協議会開催回数 ・西都市ドメスティック・バイオレンス防止連絡調整会議 ・住民基本台帳事務におけるドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者保護の支援措置及び関係課への情報提供 ・西都市障害者自立支援協議会 ・西都市要保護児童対策協議会	1回／年 随時実施 協議会再発足 代表者会議1回／年 実務者会議1回／年	各1回以上／年

(2) 自殺対策を支える人材の育成

西都市こころの健康に関する市民意識調査において、「不安やつらい気持ちを受け止め、耳を傾けてくれる人はいるか」という質問に対し、「いない」と答えた方は、男性において22.0%、年代別では「70歳代」が20.5%、「80歳代以上」が18.9%となっています。また、「だれかに相談したり助けを求めたりすることにためらいを感じる・どちらかといえば感じる」と答えた方は30.0%となっています。

このことから、「危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが当たり前である」という市民意識の醸成を図るとともに、様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対する早期の「気づき」が重要であり「気づき」のための人材育成の方策を充実させる必要があります。誰もが早期の「気づき」に対応できるよう、必要な研修の機会の確保を図ります。

① さまざまな職種を対象とする研修

【事業名】 事業内容	担当課
【市役所職員を対象としたこころのサポーター養成講座】 生活面で深刻な問題を抱えていたり困難な状況にある人の相談や各種業務等の際に、SOSのサインに気づき寄り添いながら支援ができるように、全職員を対象としたこころのサポーター養成講座を開催します。	健康管理課 総務課
【福祉・介護関係機関を対象としたこころのサポーター養成講座】 高齢者、障がい者、子育て世代の人の相談等の際に、SOSのサインに気づき寄り添いながら支援ができるように、福祉・介護関係機関等の職員を対象としたこころのサポーター養成講座を開催します。	健康管理課 福祉事務所

○評価指標

評価項目	現状値 (令和4年度)	令和10年度までの目標値
市役所職員を対象としたこころのサポーター養成講座開催回数	1回/年	1回以上/年
福祉・介護関係機関を対象としたこころのサポーター養成講座開催回数	—	1回以上/2年

※こころのサポーター

「こころのサポーター」とは、全国的には「ゲートキーパー」という名称であり、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のことです。

② 一般住民を対象とする研修

【事業名】 事業内容	担当課
<p>【こころの健康づくり講座】 「生涯学習さわやか出前講座」等において、自分の周りにいる悩みを抱えた人に気づき、声をかけ、相談機関へ繋ぐ役割を担う「こころのサポーター」の役割を担っていただけるよう講座を行います。</p>	<p>健康管理課 社会教育課</p>
<p>【関係団体等を対象とした講座】 地域活動の中心となる人材等を対象に、相談者やその家族の変化に早期に気づき、本人の気持ちに寄り添い、専門機関への相談を促し、日々の活動の中で寄り添いながら見守っていく役割を担っていただけるよう、講座を行います。</p>	<p>健康管理課 福祉事務所</p>
<p>【高齢者教室・このはな学園】 自分の周りにいる悩みを抱えた人に気づき、声をかけ、相談機関へ繋ぐ役割を担う「こころのサポーター」の役割を担っていただけるよう講座を行います。</p>	<p>健康管理課 社会教育課</p>

○評価指標

評価項目	現状値 (令和4年度)	令和10年度までの目標値
こころの健康づくり講座 開催回数	1団体/年	2団体以上/年
関係団体等を対象とした講座 開催回数	2団体/年	3団体以上/年
高齢者教室・このはな学園 開催回数	8回/年	全地区1回/3年

③ 学校教育に関わる人への研修

【事業名】 事業内容	担当課
<p>【情報提供】 「いのちを大切にす教育」を推進するため、情報提供を行います。</p>	<p>教育政策課</p>

○評価指標

評価項目	現状値 (令和4年度)	令和10年度までの目標値
「いのちを大切にする教育」を 推進するための情報提供回数	3回/年	3回/年

(3) 住民への啓発と周知

西都市こころの健康に関する市民意識調査において、「うつ病のサインを知らなかった」と答えた者が 22.9%となっています。また、「うつ病のサイン」が2週間以上続くときの受診について「何らかの医療機関を受診する」と答えた方が 52.4%、「受診しない」「わからない」と答えた方が 42.9%でした。

身近な人から「死にたい」と打ち明けられた時の対応について、「ひたすら耳を傾けて聞く」と答えた方が 31.8%、「死んではいけないと説得する」「頑張っ生きてようと励ます」「つまらないことを考えるなど忠告する」「相談に乗らない、もしくは話題を変える」が合わせて 31.5%でした。

このことから、うつ病等の精神疾患に関する正しい理解の促進やメンタルヘルスに関する普及啓発を行います。併せて、自分の周りにもかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、思いに寄り添い、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくという役割等についての意識が共有されるよう、啓発事業を展開していきます。

① リーフレット・啓発グッズ等の作成と活用

【 事業名 】 事業内容	担当課
【リーフレット・啓発グッズの作成と活用】	
① 庁舎窓口や支所、市内医療機関等に、相談窓口一覧や啓発グッズを設置し、相談窓口を周知します。	①全庁
② 自殺予防週間（9月）、自殺対策強化月間（3月）に合わせ図書館等においてテーマ展示や啓発グッズの配布を行い、うつ病等の精神疾患等に関する正しい理解の促進やメンタルヘルスに関する普及啓発、相談窓口の周知を実施します。	②健康管理課 社会教育課
③ 高齢受給者証・後期高齢者医療被保険者証交付時、いきいき百歳体操で相談窓口一覧や啓発グッズを配布し、相談窓口を周知します。	③健康管理課
④ 幼児健診で相談窓口一覧や啓発グッズを配布し、相談窓口を周知します。	④健康管理課
⑤ 各種イベントにおいて、相談窓口一覧や啓発グッズを配布し市民への啓発の機会としていきます。	⑤全庁

○評価指標

評価項目	現状値 (令和4年度)	令和10年度までの目標値
市庁舎窓口への相談窓口一覧・啓発グッズ設置	18箇所	20箇所以上
テーマ展示	2回/年	2回/年
相談窓口一覧・啓発グッズ配布 ・高齢受給者証交付 後期高齢者医療被保険者証交付 ・いきいき百歳体操 ・幼児健診	12回/年 (544人) — 28回/年	各1回/月 実施箇所各1回 すべての幼児健診
各種イベントにおける 相談窓口一覧、啓発グッズ配布回数	—	3イベント以上/年

② 市民向けの講座

【事業名】 事業内容	担当課
【こころの健康づくり講座】 「生涯学習さわやか出前講座」等において、うつ病等の精神疾患に関する正しい理解の促進やメンタルヘルスに関する普及啓発、相談窓口の周知を実施します。	健康管理課 社会教育課
【地区健康相談・健康教育】 自治公民館等で開催する健康相談・健康講話の機会に、相談窓口の周知やこころのサポーターの役割について理解を深めるための情報提供を行います。	健康管理課
【高齢者教室・このはな学園】 高齢者教室・このはな学園での健康講話の機会に、相談窓口の周知やこころのサポーターの役割について理解を深めるための情報提供を行います。	健康管理課 社会教育課
【フォーラム】 フォーラムの開催について検討します。	健康管理課

○評価指標

評価項目	現状値 (令和4年度)	令和10年度までの目標値
こころの健康づくり講座 開催回数	1 団体/年	2 団体以上/年
地区健康相談・健康教育時 情報提供回数	1 地区/年	2 地区以上/年
高齢者教室・このはな学園 情報提供回数	8 回/年	全地区 1 回/年

③ メディアを活用した啓発

【事業名】 事業内容	担当課
<p>【広報誌・ホームページを通じた啓発活動】</p> <p>自殺予防週間（9月）、自殺対策強化月間（3月）にあわせて、本市の広報誌やホームページに、自殺対策の情報を掲載し、施策の周知と理解促進を図るとともに、うつ病等の精神疾患に関する正しい理解の促進やメンタルヘルスに関する普及啓発、相談窓口の周知を実施します</p>	<p>健康管理課 総務課</p>

○評価指標

評価項目	現状値 (令和4年度)	令和10年度までの目標値
広報誌・ホームページへの掲載回数	7 回/年	7 回以上/年

(4) 生きることの促進要因への支援

自殺対策は、個人においても社会においても、「生きることの阻害因子」を減らす取り組みに加えて「生きることの促進要因」への支援という観点から、相談体制の充実、居場所づくり活動、自殺未遂者への支援、遺された人への支援に関する対策を推進していきます。

① 相談体制の充実

【事業名】 事業内容	担当課
<p>【健康、高齢、出産子育て、いじめ、介護、障がい、生活困窮、DV等の不安を抱える人への支援】</p> <p>それぞれの年代や生活状況によって生じてくる様々な困りごとに応じて、関係機関等と緊密な連携を図りながら相談支援を行います。</p>	<p>健康管理課 福祉事務所 教育政策課 社会教育課 生活環境課 市民課</p>
<p>【こころの健康に対する不安や悩みを抱える人への支援】</p> <p>保健師や相談支援事業所等によるこころの病気や不安の相談支援を行います。</p>	<p>健康管理課 福祉事務所</p>

② 居場所づくり活動

【事業名】 事業内容	担当課
<p>【自治公民館活動】</p> <p>地域に住んでいる人たちがふれあいの場をつくり、互いに支え合いながら、安心・安全で住みよい地域を創り上げるための様々な活動を支援し、地域での居場所づくりを推進します。</p>	<p>社会教育課</p>
<p>【公園・スポーツ施設の管理】</p> <p>市民が利用しやすく、ふれあいの場として集うことができるよう、環境整備に努めます。</p>	<p>建設課 スポーツ振興課</p>
<p>【市営住宅の管理】</p> <p>若年層の定住促進、高齢者・障がい者への配慮の視点を取り入れた、多様なニーズに対応した市営住宅の整備を検討します。</p>	<p>建築住宅課</p>

<p>【社会教育】</p> <p>参加者同士の交流を促進し、様々な市民が気軽に集える事業を展開することで、居場所づくりや生きがいの創出につなげます。</p> <p>(公民館講座・地区館講座・図書館事業・市民会館事業 生涯学習さわやか出前講座・文化ホール事業 働く婦人の家事業)</p>	<p>社会教育課 商工観光課</p>
<p>【学校教育】</p> <p>みつばルーム（適応指導教室）を開設し、不登校問題やいじめ問題等を抱える児童生徒及び家庭に対して、教育相談や適応指導を行うとともに、安心して集える居場所を提供します。</p>	<p>教育政策課</p>
<p>【高齢者を対象とした居場所づくりの推進】</p> <p>①住民が主体となり開催している「ふれあいいきいきサロン」「いきいき百歳体操」等の運営を支援し、高齢者の心身機能の維持向上を図るだけでなく、地域住民の交流を図り、安心して過ごせる居場所づくりを推進します。</p> <p>②高齢者クラブの運営を支援し、地域につながりを持つ機会を増やし、高齢者自らが生きがいや役割を見いだせる地域づくりを目指します。</p> <p>③高齢者教室・このはな学園を開催し、参加者同士の交流を促進し高齢者が気軽に集える居場所づくりを推進します。</p> <p>④小学校において、児童と高齢者が昔の遊び等を通して交流することで、地域のつながりを強化します。（世代間交流）</p>	<p>①健康管理課 福祉事務所</p> <p>②福祉事務所</p> <p>③社会教育課</p> <p>④教育政策課 社会教育課</p>
<p>【子育て世代の親や子どもを対象とした居場所づくり】</p> <p>①子育て支援センターや児童館等、子育て世代の親や子どもが気軽に集い、相互交流を図る場を提供します。</p> <p>②子ども育成会の運営を引き続き支援し、健全育成を図るだけでなく、地域住民との交流を図り、子育て世代の親や子どもが安心して過ごせる居場所づくりを推進します。</p>	<p>①福祉事務所</p> <p>②社会教育課</p>

○評価指標

評価項目	現状値（令和4年度）	令和10年度までの目標値
いきいき百歳体操 実施箇所数	34箇所 (令和4年度までの累計)	50箇所 (令和10年度までの累計)
高齢者教室 このはな学園情報提供 回数	7教室67回/年 10回/年	各地区館10回/年
世代間交流実施回数	2つの小学校で1回/年	各学校・地区1回/年

③自殺未遂者への支援

【事業名】 事業内容	担当課
【自殺未遂者への支援】 自殺未遂者に対し、医療機関や警察、消防、保健所等とのネットワークの構築を図り、適切な支援を行っていきます。	健康管理課 消防本部

○評価指標

評価項目	現状値（令和4年度）	令和10年度までの目標値
西都児湯地域自殺対策推進協 議会及び関連会議への参加	3回/年	3回以上/年

④遺された人への支援

【事業名】 事業内容	担当課
【つどいの案内】 同じような経験をした方が集い、互いの思いを自由に語り合えるような会や相談窓口を紹介し、遺族の精神的ケアを関係機関と連携して行います。	健康管理課

○評価指標

評価項目	現状値 (令和4年度)	令和10年度までの目標値
「自死遺族のつどい」、相談窓口 周知回数	窓口にチラシを設置	窓口にチラシを設置 広報での周知1回/年

(5) いのちを大切にす教育（児童生徒のSOSの出し方に関する教育等）

西都市こころの健康に関する市民意識調査において、今後必要と思われる子ども・若者向けの自殺対策について、「いじめ防止対策の強化」と答えた方が 55.1%、「子どもが出したSOSに気づき、受け止めるための教員や保護者に対する研修の実施」と答えた方が 54.5%、「悩みを抱え込まず、周囲に助けを求めることについて学校で学べること」と答えた方が 53.0%となっています。

小中学校において、子どもたちが自他のいのちがかけがえのないものであることを実感できる教育を推進します。

① いのちを大切にす教育（児童生徒のSOSの出し方に関する教育等）の実施

【事業名】 事業内容	担当課
【いのちを大切にす教育】 小中学校において、子どもたちが自他のいのちがかけがえのないものであることを実感できる教育を推進します。	教育政策課
【学校への専門家の派遣】 各学校へスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの派遣を行い、学校生活やこころの健康に関する相談を受ける体制づくりに努めます。	教育政策課
【ふれあいコール、チャイルドラインの周知】 チラシやカードを配布し、子ども自身が相談できる場所について周知を図ります。	教育政策課 社会教育課
【子どもの人権に関する教育】 小中学校児童生徒を対象とした人権に関する教育及びSOSミニレターの普及等、学校及び関係機関と連携を図りながら活動します。	教育政策課

○評価指標

評価項目	現状値 (令和4年度)	令和10年度までの目標値
「いのちを大切にす教育」 に取り組む学校数	全校において実施	全校において実施
小中学校児童生徒を対象とした 人権に関する教育の実施	全校において実施	全校において実施

- ② いのちを大切にす教育（児童生徒のSOSの出し方に関する教育等）を推進するための連携強化

【事業名】 事業内容	担当課
【学校教育関係者の連携強化】 「いのちを大切にす教育」を推進するため、情報提供を行います。	教育政策課
【児童生徒の支援体制の強化】 不登校やいじめ等の問題についての早期発見と適切な対応を促進するため、関係機関が連携して支援します。	教育政策課

○評価指標

評価項目	現状値 (令和4年度)	令和10年度までの目標値
学校教育関係者への情報提供	校長会・教頭会で実施	校長会・教頭会で実施

Ⅲ－３ 重点施策

(1) 勤務・経営への支援

西都市では、平成 29 年から令和 3 年の 5 年間の自殺者数 41 人のうち、有職者が 13 人となっています。

また、西都市こころの健康に関する市民意識調査において、今後必要と思われる自殺対策について、「職場や地域で気軽に相談できる窓口があること」と答えた方が 36.0%、「ワークライフバランスの促進」と答えた方が 21.4%となっています。

有職者が安心して生きられるようにするためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取り組みが重要です。このことから、自殺対策を「生きる支援」ととらえ、自殺の危機経路に則した対策を実施するため、様々な分野の人々や組織が連携し、問題を抱える人や自殺を考えている人に包括的な支援が届く体制づくりに取り組めます。

- ① ワークライフバランスの推進
- ② 職場におけるメンタルヘルス対策の推進

【 事業名 】 事業内容	担当課
【ワークライフバランスの推進】 県事業「仕事と家庭の両立応援宣言」に賛同する企業・事業所募集についての周知・啓発を行います。	商工観光課
【健康相談・健康教育の実施】 関係機関と連携し、市内の小規模事業所の勤労者等を対象とした健康相談・健康教育を実施します。	健康管理課 商工観光課
【啓発事業の強化】 働き盛り世代を対象に、本市の広報誌等を活用したうつ状態や睡眠障害等に係る普及活動を行い、こころの健康リスクの早期発見を進めます。	健康管理課 総務課
【家族等の気づきの促進】 悩みを抱えた勤労者の心身の変調に、家族等の身近な人がいち早く気づくことができるよう、うつ状態や自殺の危険を示すサインへの気づき方や相談窓口についての普及啓発を進めます。	健康管理課

<p>【団体との連携】 各種商工団体、農業協同組合等と自殺の実態や自殺リスクに関する情報を共有し連携強化を図るとともに、うつ病等の精神疾患に関する正しい理解の促進やメンタルヘルス・自殺予防に関する正しい知識等の普及啓発、相談窓口の周知を実施します。</p>	健康管理課 商工観光課 農林課
--	-----------------------

○評価指標

評価項目	現状 (令和4年度)	令和10年度までの目標値
県事業「仕事と家庭の両立応援宣言」に賛同する企業・事業所募集についての周知・啓発回数	—	1回以上/年
健康相談・健康教育開催回数	—	1回以上/年
広報誌等を利用した啓発	7回/年	7回以上/年
団体への情報提供	2団体/年	2団体以上/年

(2) 高齢者への支援

西都市の各年代別の自殺死亡率をみると、男性の60歳代、80歳以上で高くなっています。

また、西都市こころの健康に関する市民意識調査において、60歳以上の方向けの今後必要と思われる自殺対策について、「孤独や孤立を防ぐ対策」と答えた方が64.9%、「住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるための支援体制」と答えた方が61.6%、「在宅で医療・介護を受けることができる支援体制」と答えた方が50.0%となっています。

高齢者の自殺については、閉じこもりや抑うつ状態から孤立・孤独に陥りやすいといった高齢者特有の課題を踏まえつつ、様々な背景や価値観に対応した支援、働きかけが必要です。高齢者の孤立・孤独を防ぐための居場所づくり、社会参加の強化といった生きることの包括的支援としての施策の推進を図ります。

① 包括的な支援のための連携の推進

【事業名】 事業内容	担当課
【地域包括ケアシステムの構築】 誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けることができるよう、「住まい・医療・介護・介護予防・生活支援」を一体的に提供する地域包括ケアシステムを構築します。	健康管理課
【地域ケア会議】 地域の高齢者が抱える問題だけでなく、自殺対策の視点も加えて個別支援の充実を図り、多職種での連携体制や社会基盤の整備に取り組みます。 また、困難事例については、「支援困難ケースの地域ケア会議」において、チームとして個別支援の充実を図ります。	健康管理課

○評価指標

評価項目	現状値 (令和4年度)	令和10年度までの目標値
地域ケア会議（自立支援型）の開催	19回／年	1回以上／月

② 地域における要介護者に対する支援

【事業名】 事業内容	担当課
【在宅医療・介護連携の推進】 地域で安心して暮らす上で必要な医療・介護を、切れ目なく受けられる体制の整備を目指し、医療機関や介護事業所等の関係機関を構成員とする委員会を定期的に開催します。	健康管理課
【地域リハビリテーション活動支援事業】 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士等リハビリに関する専門職が、高齢者の能力を評価し改善の可能性を助言するなど、他機関と連携しながら介護予防の取り組みを総合的に支援します。	健康管理課

○評価指標

評価項目	現状値 (令和4年度)	令和10年度までの目標値
地域リハビリテーション活動 支援事業 派遣回数	理学療法士 12回/年 管理栄養士 3回/年	10回以上/年

③ 高齢者の健康不安等に対する支援

【事業名】 事業内容	担当課
【高齢者への総合相談窓口】 問題の種類を問わず総合的に相談を受けることで、困難な状況に陥った高齢者を初期段階から継続して相談支援を行い、ネットワークの構築に努めます。	健康管理課 福祉事務所
【地区健康相談・健康教育】 心身ともに健康な毎日を過ごせるよう、心身の健康及び栄養に関する相談・講話を行います。	健康管理課
【高齢者教室・このはな学園】 心身ともに健康な毎日を過ごせるよう、心身の健康及び栄養に関する講話を行います。	健康管理課 社会教育課

<p>【生活困窮者自立支援事業】</p> <p>自殺対策と生活困窮者に対する各種事業との連携を強化し、自殺リスクが高い生活に困窮する人の相談支援、就労支援、経済支援のほか、対象者の困りごとに合わせた支援をしていきます。</p>	福祉事務所
<p>【高齢者医療各種申請】</p> <p>高齢者医療における各種申請時に、健康面や生活面で深刻な問題を抱えていたり困難な状況にある住民を適切な機関につなぐ等の役割を担います。</p>	健康管理課
<p>【重複頻回多受診訪問指導】</p> <p>健康に関する相談に応じるとともに、必要な支援機関を紹介し健康不安の軽減に努めます。</p>	健康管理課
<p>【認知症サポーター養成講座】</p> <p>認知症について正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援する認知症サポーターを養成することで、認知症の方や家族が安心して地域で生活できるよう支援します。</p>	健康管理課

○評価指標

評価項目	現状値 (令和4年度)	令和10年度までの目標値
地区健康相談・健康教育開催回数	1地区/年	2地区以上/年
高齢者教室・このはな学園 健康講話回数	7教室67回/年 10回/年	各地区館10回/年
重複頻回多受診訪問指導件数	延べ32件/年	延べ30件以上/年
認知症サポーター養成講座参加者数	4,273人 (令和4年度までの累計)	5,500人以上 (令和10年度までの累計)

④ 社会参加の強化と孤独・孤立の予防

【事業名】 事業内容	担当課
<p>【高齢者を対象とした居場所づくりの推進】(再掲 基本 4・2)</p> <p>①住民が主体となり開催している「ふれあいいきいきサロン」「いきいき百歳体操」等の運営を支援し、高齢者の心身機能の維持向上を図るだけでなく、地域住民の交流を図り、安心して過ごせる居場所づくりを推進します。</p> <p>②高齢者クラブの運営を支援し、地域につながりを持つ機会を増やし、高齢者自らが生きがいや役割を見いだせる地域づくりを目指します。</p> <p>③高齢者教室・このはな学園を開催し、参加者同士の交流を促進し高齢者が気軽に集える居場所づくりを推進します。</p> <p>④小学校において、児童と高齢者が昔の遊び等を通して交流することで、地域のつながりを強化します。(世代間交流)</p>	<p>①健康管理課 福祉事務所</p> <p>②福祉事務所</p> <p>③社会教育課</p> <p>④教育政策課 社会教育課</p>

○評価指標

評価項目	現状値 (令和4年度)	令和10年度までの目標値
いきいき百歳体操 実施箇所数	34箇所 (令和4年度までの累計)	50箇所以上 (令和10年度までの累計)
高齢者教室 このはな学園 開催回数	7教室 67回/年 10回/年	各地区館 10回/年
世代間交流実施回数	2つの小学校で1回/年	各学校・地区1回/年

(3) 生活困窮者への支援

西都市こころの健康に関する市民意識調査において、今後必要と思われる自殺対策について、「経済面での生活相談・支援の充実」と答えた方が 39.9%でした。

生活困窮者の背景には、虐待、DV、多重債務、労働、介護等の多様かつ広範囲な問題を複合的に抱えていることが多く、経済的困窮に加えて社会から孤立しやすいという傾向があります。生活困窮の状態にある人・生活困窮に至る可能性のある人が自殺に至らないように、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援事業等と連動させて効果的な対策を進めていきます。

① 相談支援

【 事業名 】 事業内容	担当課
<p>【生活保護に関する相談】 相談者やその家族が抱える問題を把握し、必要に応じて適切な支援につなげます。</p>	福祉事務所
<p>【生活困窮者自立支援事業】 (再掲 重点 2-3) 自殺対策と生活困窮者に対する各種事業との連携を強化し、自殺リスクが高い生活に困窮する人の相談支援、就労支援、経済支援のほか、対象者の困りごとに合わせた支援をしていきます。</p>	福祉事務所
<p>【国民年金事業】 国民年金の資格取得喪失等届書、免除等申請書、老齢基礎年金等裁定請求書の受付を行い、国民年金保険料の納付困難な方へは免除等申請を案内します。自殺リスクにつながりかねない経済的な問題等を抱えている人を発見した場合、必要な支援へつなげられるよう体制づくりを進めます。</p>	市民課
<p>【各種納付相談】 各種税金や保険料等の支払い等の際、生活面で深刻な問題を抱えていたり困難な状況にある人の相談を、随時窓口で受け付けます。自殺リスクにつながりかねない経済的な問題等を抱えている人を早い段階で発見するとともに、必要な支援へつなげられる体制づくりを進めます。</p>	健康管理課 建築住宅課 上下水道課 税務課 福祉事務所

<p>【就学援助・奨学金】</p> <p>経済的理由によって就学困難と認められる小中学校児童生徒の保護者に対し、費用の一部を補助します。また、高等教育に必要な奨学金の情報提供や資金貸付を行うなど、自殺リスクにつながりかねない経済的な問題等を抱えている人を早い段階で発見するとともに、必要な支援へつなげられる体制づくりを進めます。</p>	教育政策課
<p>【市営住宅の管理】</p> <p>経済的困窮をはじめ、生活面での問題等に関する相談先一覧等のリーフレットの配布を通じて相談窓口の情報提供を行うとともに、生活面で深刻な問題を抱えていたり困難な状況にある人に対し様々な支援へつなげられる体制づくりを進めます。</p>	建築住宅課
<p>【消費生活無料相談】</p> <p>借金問題や多重債務等生活に関する相談を受け付けます。自殺リスクにつながりかねない経済的な問題等を抱えている人を早い段階で発見するとともに、必要な支援へつなげられる体制づくりを進めます。</p>	生活環境課
<p>【健康診査・保健指導】</p> <p>生活保護受給者（40歳以上）に対し、健康診査及び保健指導を行い、健康に関する相談に応じ、健康不安の軽減に努めます。</p>	健康管理課 福祉事務所

○評価指標

評価項目	現状値 (令和4年度)	令和10年度までの目標値
消費生活無料相談開催回数	12回/年	12回/年
健康診査（生活保護） 受診率	4.4%（13人）	10%以上

Ⅲ-4 生きる支援関連施策

担当課	事業名	自殺対策の視点からの事業の捉え方
健康管理課	健康日本 21 計画推進事業	計画の次期改訂の際には、計画の中で自殺対策について言及することで、自殺対策との連動性を高めていくことができる。
	母子健康手帳交付	保健師を対象に、自殺のリスクや支援のポイント等に関する研修を実施することで、本人や家族との接触時に状態を把握し、問題があれば関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。
	妊婦健康診査	
	助産師ケア事業	妊娠期・産後は育児への不安等から、うつリスクを抱える危険がある。妊娠期や出産直後の早期段階から専門家が関与し、必要な助言・指導等を提供することで、そうしたリスクの軽減を図るとともに、退院後も他の専門機関と連携して支援を継続することができれば、自殺リスクの軽減にもつながり得る。
	子育て世代包括支援センター	妊娠期は出産、育児への不安等から、うつリスクを抱える危険がある。妊娠初期から専門家が関与し、必要な助言・指導等を提供することで、そうしたリスクの軽減を図るとともに、産後の初期段階より支援を継続することができれば、自殺リスクの軽減にもつながり得る。
	新生児聴覚検査	聴覚障がいのある児の保護者は、育児への不安等からうつリスクを抱える危険がある。早期から関係機関が連携して支援することで、そうしたリスクを軽減させることができれば、自殺リスクの軽減にもつながり得る。
	出生届時保健指導	保健師を対象に、自殺のリスクや支援のポイント等に関する研修を実施することで、本人や家族との接触時に状態を把握し、問題があれば関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。
	新生児訪問指導	保健師を対象に、乳幼児を抱えた保護者の抱えがちな自殺のリスクと対応に関する研修を実施することで、保護者との面談時に異変や困難に気づき、問題があれば関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。

担当課	事業名	自殺対策の視点からの事業の捉え方
健康管理課	産婦健康診査	産後は育児への不安等から、うつリスクを抱える危険がある。出産直後の早期段階から専門家が関与し、必要な助言・指導等を提供することで、そうしたリスクの軽減を図ることができれば、自殺リスクの軽減にもつながり得る。
	相談事業	保健師や栄養士を対象に、幼児を抱えた保護者の抱えがちな自殺のリスクと対応に関する研修を実施することで、保護者との面談時に異変や困難に気づき、問題があれば関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。
	幼児健康診査	
	発達相談	子どもの発達に関して専門家が相談に応じることで、保護者の負担や不安感の軽減に寄与し得る。必要時には別の関係機関へとつなぐ等の対応を取ることで、包括的な支援を提供し得る。そうした取組自体が生きることの包括的支援にもなり得る。
	産後ケア事業	産後は育児への不安等から、うつリスクを抱える危険がある。出産直後の早期段階から専門家が関与し、必要な助言・指導等を提供することで、そうしたリスクの軽減を図ることができれば、自殺リスクの軽減にもつながり得る。
	幼児歯科健康診査	子どもに対する歯科健診は、家庭の生活状況や抱える問題等を把握する貴重な機会となり得る。貧困家庭への支援や虐待防止等の各種施策と連動させていくことで、幼児のみならずその保護者をも含めて包括的な支援を展開できる可能性があり、そうした支援は生きることの包括的支援にもなり得る。
	子育てネットワークさいと	子どもの発達や養育環境等に関して関係機関が連携し支援することで、保護者の負担や不安感の軽減に寄与し得る。必要時には別の関係機関へとつなぐ等の対応を取ることで、包括的な支援を提供し得る。そうした取組自体が生きることの包括的支援にもなり得る。

担当課	事業名	自殺対策の視点からの事業の捉え方
健康管理課	未熟児訪問及び未熟児養育医療の給付	産後は育児への不安等から、うつのリスクを抱える危険がある。出産直後の早期段階から専門家が関与し、必要な助言・指導等を提供することで、そうしたリスクの軽減を図るとともに、退院後も他の専門機関と連携して支援を継続することができれば、自殺リスクの軽減にもつながり得る。
	低体重児出生届の受理	
	5歳児相談	子どもの発達に関して専門家が相談に応じることで、保護者の負担や不安感の軽減に寄与し得る。必要時には別の関係機関へとつなぐ等の対応を取ることで、包括的な支援を提供し得る。そうした取組自体が生きることの包括的支援にもなり得る。
	不妊治療費用助成	精神的・経済的な負担等から、うつのリスクを抱える危険がある。妊娠・出産・育児に関する不安に対し保健師が寄り添い、必要な助言・指導等を提供することで、そうしたリスクの軽減を図ることができれば、自殺リスクの軽減にもつながり得る。
	任意予防接種費用助成	保健師等を対象に、乳幼児を抱えた保護者の抱えがちな自殺のリスクと対応に関する研修を実施することで、保護者との面談時に異変や困難に気づき、問題があれば関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。
	離乳食に関する相談事業	離乳食に関する相談を通じて、その他の不安や問題等についても聞き取りができるのであれば、問題を早期に発見し対応するための機会となり得る。
	地域・保育所(園)等・学校での出前教室	食育要請があった住民に対し、自殺対策に関して話をする場を少しでも設けることにより、地域の自殺の実態についての理解を促進し、自殺のリスクを抱える住民の早期発見・対応の担い手を増やしていく事につながり得る。リーフレットを配付することで、住民への情報周知が出来る。

担当課	事業名	自殺対策の視点からの事業の捉え方
健康管理課	食生活改善推進員養成育成事業	食生活改善推進員養成講座（全体研修会）・班長会時、自殺の対策に関して話をする場を設けることにより、地域の自殺の実態についての理解を促進し、自殺のリスクを抱える住民の早期発見・対応の担い手を増やしていく事につながり得る。食生活改善推進員へリーフレットを配付し地域へ配付していただくことで、住民への情報周知ができる。
	各種がん検診	健康診断やメンタルヘルスチェックの機会を活かし、問題がある場合にはより詳細な聞き取りを行うことにより、専門機関による支援への接点となり得る。健康問題からくる不安や悩みに対する相談を行い、自殺リスクの減少を図る。
	オレンジカフェ 男性介護者カフェ	介護従事者が悩みを共有したり、情報交換を行ったりできる機会を設けることで、支援者相互の支え合い（※支援者への支援）を推進し得る。※支援者への支援は、い自殺総合対策大綱において重点項目の1つとされている。
	地域包括支援センターの運営	地域の高齢者が抱える問題や自殺リスクの高い方の情報等を把握し、運営協議会やケア会議等で共有することで、自殺対策のことも念頭において、高齢者向け施策を展開する関係者間での連携強化や、地域資源の連動につなげていくことができる。
	権利擁護の取り組み	判断能力に不安を抱える方の中には、精神疾患や知的障害等を有し、自殺のリスクが高い方が含まれる可能性がある。事業の中で当事者と接触する機会があれば、自殺のリスクが高い人の情報をキャッチし、支援につなぐための機会、接点となり得る。
	特定健診・特定保健指導等	健康診断やメンタルヘルスチェックの機会を活かし、問題がある場合にはより詳細な聞き取りを行うことにより、専門機関による支援への接点となり得る。健康問題からくる不安や悩みに対する相談を行い、自殺リスクの減少を図る。

担当課	事業名	自殺対策の視点からの事業の捉え方
健康管理課	重複多受診者訪問指導(国保)	医療機関を頻回・重複受診する方の中には、地域で孤立状態にあったり、日々の生活や心身の健康面等で不安や問題を抱え、自殺リスクが高い方もいると思われる。訪問指導の際に状況の聞き取りと把握を行うことで、自殺のリスクが高い場合には他機関につなぐ等の対応を行うことができれば、自殺リスクの軽減にもつながり得る。
	介護給付に関する事務	介護は本人や家族にとって負担が大きく、最悪の場合、心中や殺人へとつながる危険もある。相談支援の提供は、介護にまつわる問題を抱えて自殺のリスクが高い住民との接触機会として活用し得る。相談を通じて本人や家族の負担軽減を図ることで、自殺リスクの軽減にも寄与し得る。
福祉事務所	民生・児童委員事務	相談者の中で問題が明確化しておらずとも、同じ住民という立場から、気軽に相談できるという強みが民生・児童委員にはある。地域で困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関につなげる上で、地域の最初の窓口として機能し得る。
	地域福祉推進事業	地域包括ケアと自殺対策との連動は今後の重要課題ともなっており、地域福祉ネットワークや会議体はその連動を進める上での要となり得る。地域の自殺実態や対策の情報、要支援者の安否情報の収集ならびに関係者間での情報等の共有を図ることで、両施策のスムーズな連動を図ることもできる。福祉協力委員による相談活動や見守り活動は、地域において自殺リスクを抱えた対象者の早期発見と支援にもなり得る。
	敬老バス事業	交通弱者である高齢者の移動手段であるバスを利用しやすくすることで、閉じこもりがちの高齢者の外出を促し、社会参加の促進、生きがいづくりにつながり得る。

担当課	事業名	自殺対策の視点からの事業の捉え方
福祉事務所	養護老人ホームへの入所	老人ホームへの入所相談を通じて、当人や家族の負担軽減のための必要な支援先につなげるという接点ともなり得る。
	特別障害者手当等支給事務	手当の支給に際して、当事者や家族等と対面で応対する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。
	障害児通所・給付支援に関する事務	障害児を抱えた保護者への相談支援の提供は、保護者に過度な負担が掛かるのを防ぎ、結果として保護者の自殺リスクの軽減にも寄与し得る。
	障害者介護給付、訓練等給付に関する事務	障害者の抱える様々な問題に気づき、適切な支援先へとつなげる上での最初の窓口となり得るもので、そうした取り組みは自殺リスクの軽減にも寄与し得る。
	障害者(児)基幹相談支援センター事業	日常の生活に困難を抱える障害者の相談支援の窓口としての機能や相談支援に関わる事業者への研修企画等を通して、問題等の早期発見や早期対応に繋げることができる。
	保育の実施 (公立保育所・認定こども園)	保育士にゲートキーパーの役割を理解してもらうことで、保護者の自殺リスクを早期に発見し、他の機関へとつなぐ等、保育士が気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。
	ファミリー・サポート・センターの運営	会員を対象にゲートキーパーについての役割について理解してもらうことで、子育てに関連する悩みや自殺リスクの把握についての理解が深まり、必要時には専門機関の支援につなげるなど、気づき役やつなぎ役の役割を担えるようになる可能性がある。
	児童扶養手当支給事務	家族との離別・死別を経験している方は自殺のリスクが高まる場合がある。扶養手当の支給機会を、自殺のリスクを抱えている可能性がある集団との接触窓口として活用し得る。
	ひとり親家庭等医療費助成事務	ひとり親家庭は貧困に陥りやすく、また孤立しがちであるなど、自殺につながる問題要因を抱え込みやすい。医療費助成時に当事者との直接的な接触機会があれば彼らの抱える問題の早期発見と対応への接点になり得る。

担当課	事業名	自殺対策の視点からの事業の捉え方
福祉事務所	母子生活支援施設措置費	母子家庭は経済的困窮をはじめ様々な困難を抱えて、自殺リスクが高い場合も少なくない。施設入所のあっせんを通じて、そうした家庭を把握するとともに、心理的なサポートも含めた支援を継続的に行うことで、自殺リスクの軽減にもつながり得る。
	母子・父子自立支援員設置事業	自立支援員にゲートキーパーの役割について理解してもらおうことで、自殺リスクの高いひとり親家庭を、他の機関へとつなぐ等の対応の強化につながり得る。
	子ども家庭総合支援拠点事業 家庭児童相談員設置事業	相談員にゲートキーパーの役割について理解してもらおうことで、自殺のリスクを早期に察知し必要な機関へとつなぐ等の対応を強化できる可能性がある。
教育政策課	幼保小連携事業	保育園、幼稚園、小学校、中学校間で、児童生徒の家族の状況等も含めて情報を共有できれば、自殺のリスクを抱える家庭を包括的・継続的に支援することができる。
	就学相談事業	特別な支援を要する児童生徒は、学校生活上で様々な困難を抱える可能性が想定される。各々の状況に応じた支援を、関係機関が連携・展開することで、そうした困難を軽減し得る。児童生徒の保護者の相談にも応じることにより、保護者自身の負担感の軽減にも寄与し得る。
	学級満足度調査	客観的指標として調査結果を活用することにより、児童生徒のメンタルヘルスの状態や、学級の状況等を把握するとともに、必要時には適切な支援につなげる等の支援への接点、参考情報になり得る。
	生活指導・健全育成 (教職員向け研修等)	問題行動を起こす児童生徒の中には、様々な困難を抱え、自殺リスクの高い子どもがいる可能性もある。教職員向け研修の中で自殺問題や支援先等に関する情報を提供することにより、子どもの自殺リスクに直面した際の対応と支援について、理解を深めてもらう機会となり得る。研修でリーフレットを配布することにより、児童生徒向けの支援策の周知を図ることもできる。

担当課	事業名	自殺対策の視点からの事業の捉え方
教育政策課	生活指導・健全育成 (福祉専門家による健全育成の推進強化)	保護者に対してスクールソーシャルワーカーや福祉の専門家が直接応対し、子育てをはじめとする様々な相談に応じることで、家庭の直面している問題に早期に気づき、適切な関係機関につなげるなど、必要な支援への窓口となり得る。専門家から相談リーフレットの配布をしてもらえれば、児童生徒に様々な相談先の情報を周知する機会ともなり得る。
	性に関する教育研究協議会	望まない妊娠や性被害等は、児童・生徒の自殺リスクにつながりかねない重大な問題である。性に関する指導の際に、相談先の一覧が掲載されたリーフレットを配布することで、児童生徒に相談先情報の周知を図れる。
	いじめ防止対策事業	いじめは児童生徒の自殺リスクを高める要因の1つであり、いじめを受けている児童生徒の早期発見と対応を行うだけでなく、いじめを受けた子どもが周囲に助けを求められるよう、いのちを大切にする教育を推進することで、児童生徒の自殺防止に寄与し得る。フォーラム開催時や個別支援時に、リーフレットを児童生徒に配布することで、いじめにあった際の相談先の情報等を周知できる。
	教育相談 (いじめ含む)	学校以外の場で専門の相談員に相談できる機会を提供することで、相談の敷居を下げ、早期の問題発見・対応に寄与し得る。教育相談に訪れた保護者にリーフレットを配布することで、相談先情報の周知を図ることもできる。
	教育に関する調査研究・会議や連絡会の開催等	不登校の子どもは本人自身のみならず、その家庭も様々な問題や自殺リスクを抱えている可能性もある。そうしたリスクに対して、スクールカウンセラーや専門相談員と連携することで、児童生徒の家庭の状況にも配慮しながら、連携して問題解決へとつなげることが可能になり得る。

担当課	事業名	自殺対策の視点からの事業の捉え方
社会教育課	青少年育成事業	青少年層は学校や会社等でのつながりが切れてしまうと、社会との接点を喪失し孤立化する危険性が高い。青少年たちの集える場や機会の創設・運営を支援することで、自殺のリスクを抱えかねない青少年との接触を図れる可能性がある。
	青少年対策事業	協議会において、青少年層の抱える問題や自殺の危機等に関する情報を共有してもらうことで、実務上の連携の基礎を築ける可能性がある。地域の若年層の自殺実態を把握する上で、青少年に関する情報収集の機会となる可能性もある。
	青少年育成センター事業	街中の徘徊など、一見すると「非行」と思われる行動が、実は青少年にとっての「SOS」である場合も少なくない。研修会等の際に、青少年の自殺の現状と対策（生きることの包括的支援）について情報提供を行うことにより、青少年向け対策の現状と取組内容について理解を深めてもらうことができる。
商工観光課	中小企業等特別融資	融資の機会を通じて、企業の経営状況を把握するとともに、経営難に陥り自殺のリスクの高まっている経営者の情報をキャッチし、適切な支援先へとつなげる等の機能を果たし得る。健康経営促進に向けたPR案の検討を行うことで、健康経営の強化を図る起点にもなり得る。（それらは労働者への生きることの包括的支援につながり得る）市内労働者の福祉の向上を目的とした九州労働金庫との提携による低利率の教育資金融資の実施。
消防本部	救急隊員の研修における推進事業	救急隊員の研修において、自殺未遂者への対応について、関係機関等の開催する研修等に参加することにより、自殺対策への意識の醸成とスキルの向上を図る。

担当課	事業名	自殺対策の視点からの事業の捉え方
生活環境課	公害・環境関係の苦情相談	自殺に至る背景には、近隣関係の悩みやトラブル等が関与している場合や、悪臭や騒音等の住環境に関するトラブルの背景に精神疾患の悪化等が絡んでいる場合も少なくない。公害や環境に関する住民からの苦情相談は、それらの問題を把握・対処する上での有益な情報源として活用できる可能性がある。
	交通安全対策に関する事務	交通事故の加害者・被害者ともに、事故後には様々な困難や問題に直面し、自殺リスクが高まる可能性がある。加害者・被害者の双方に相談の機会を提供することは、自殺リスクの軽減にも寄与し得る。
総務課	職員の健康管理事務	住民からの相談に応じる職員の、心身面の健康の維持増進を図ることで、自殺総合対策大綱にも記載されている「支援者への支援」となる可能性がある。
地域医療対策室	地方独立行政法人 西都児湯医療センター運営 支援事業	自殺未遂者支援や地域包括ケア事業等を進める上での、地域の拠点となり得る。
	診療所管理事業	
	在宅当番医制運営事業	通常時間外で応急処置が必要な方の中には、精神疾患の急激な悪化や家族の暴力等、自殺リスクにかかわる問題を抱えているケースもあることが想定される。ケースによっては必要な支援先につなぐ等の対応を取るなど、自殺対策と連動させることでより効果的な支援になり得る。
市民課	人権啓発事業	講演会等の中でいのちの大切さについて言及するなど、自殺対策を啓発する機会とし得る。
農業委員会	農業者年金事業	農業者の老後生活への備えとなるよう農業者年金の加入を促進し、経済的不安を少しでも払拭することで、長期的な自殺予防につながる可能性がある。
	家族経営協定	農業経営に関する相談を受ける機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。

担当課	事業名	自殺対策の視点からの事業の捉え方
建設課	道路橋梁維持事業	路上生活者は自殺リスクの高い方や、自殺の問題要因の1つである精神疾患や各種障害を抱えている方が少なくない。見守り活動はそうした集団へのアウトリーチ策として有効に機能し得る。
	林道の維持管理	
農林課	林業担い手対策事業	後継者問題や、職業病により心の健康を損ねる可能性がある。抱える問題や異変を早期に察知し、適切な支援につなげることができれば、自殺リスクの軽減にもつながり得る。
	市有林管理事務費	路上生活者は自殺リスクの高い方や、自殺の問題要因の1つである精神疾患や各種障害を抱えている方が少なくない。見守り活動はそうした集団へのアウトリーチ策として有効に機能し得る。

IV いのち支える自殺対策の推進体制等

IV-1 計画の周知

本計画を推進していくために、市民一人ひとりが自殺対策の重要性を理解し、取り組みを行えるよう、市ホームページなど多様な媒体を活用し、本計画の市民への周知を行います。

IV-2 推進体制

「西都市いのち支える自殺対策推進本部」及び「西都市いのち支える自殺対策推進本部幹事会」により、自殺対策について庁内関係部署の緊密な連携と協力を行い、自殺対策を総合的に推進します。

また、関係機関や民間団体等で構成する、「西都市健康づくり推進協議会」により、連携を強化し、それぞれの分野で課題を探り事業の推進に努めます。

IV-3 進行管理

本計画の取り組み状況や目標値については、事務局である健康管理課にて把握し、計画の進行管理に努めます。

V 資料編

西都市いのち支える自殺対策推進本部設置規程

(設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）に基づき、生きるための包括的な支援を推進することにより、自殺対策を総合的かつ円滑に推進するため、西都市いのち支える自殺対策推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 自殺対策の推進に係る計画の策定及び進捗管理に関すること。
- (2) 自殺対策に関する諸施策の調整及び推進に関すること。
- (3) 自殺対策に関する情報の収集及び連絡に関すること。
- (4) 自殺対策に関する関係行政機関及び関係団体との連携の強化に関すること。
- (5) その他自殺対策の総合的な推進に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は副市長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表に掲げる職員をもって充てる。

(本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、本部を代表し、本部を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認められるときは本部員以外の者に会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(幹事会)

第6条 本部の事務を補助させるため、本部に幹事会を置く。

2 幹事会に必要な事項については、本部長が本部に諮って定める。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、健康管理課において処理する。

(委任)

第8条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成30年11月20日から施行する。

別表（第3条関係）

総務課長、市民課長、商工観光課長、農林課長、福祉事務所長、
教育政策課長、社会教育課長

西都市いのち支える自殺対策相談対応マニュアル

- 〈相談対応の流れ〉
- ①ねぎらいの言葉を伝える
 - ②傾聴し、相手の思いを受け止める
 - ③相談内容の確認
 - ④必要に応じて、関係機関につなぐ

【対応例】 (面接・電話)

「大変でしたね」
「体調は大丈夫ですか？」
「眠れていますか？」

様々な悩みを抱えている人は、不眠を訴える人が多いため、「眠れていますか？」と声をかけてみる。

「お困りのことや悩んでいることはありませんか？」

あり

関係機関につなぐ

【紹介する際の留意点】

※「たらい回し」「丸投げ」にならないように十分配慮し、相談機関の紹介だけにならないようにしましょう。

※相談先が対応できる内容かどうか、確認することが、相手の安心にもつながります。

①相談内容を再度確認し、紹介先の機関につなぐ旨を伝え、本人の同意を得た上で、電話連絡を行う。

②電話にて概要を伝え、対応を依頼。

※庁舎内であれば、必要に応じて案内する。または、担当課より出向いてもらう。

③安心して次の窓口への相談ができるよう、相談先の機関名(窓口名)、電話番号、担当者名を伝える。必要であれば、メモした紙を渡す。

④つなぎを受けた場合は、必要に応じ、相談元に連絡を行い、相談の概要を再度確認する。

なし

担当課のみで完結

※相談対応している中で、もし気になる点などがあつたら、上司に相談の上、必要に応じて健康管理課健康推進係にご相談ください。

〈例えば…〉

★話がうまく伝わらない、かみ合わない

★何度も同じ話を相談に来る

★物を無くした等、何度も対応することがある

★いつもと違う様子が気になる

(元気がない、表情が暗い、泣く、顔色が悪い、体調が悪そう…等)

※今後の相談先として、「西都市悩みごと相談窓口一覧」をお渡ししてください。

窓口に来る人の中には、話をうまく伝えられない人や、どこに相談したら良いか分からない人、相談内容をたくさん抱えている人など、様々な人がいます。高齢者の場合は、認知症の方もいるかもしれません。

相手の話を聞きながら、その様子を観察し、必要な時には協力しながら、問題解決のために一緒に対応できればと思います。

～庁内の主な相談窓口～

内容	相談窓口	電話番号
悪質商法、多重債務等消費生活に関する相談	生活環境課 市民生活係	43-3485 (内線 3205、3206)
配偶者等からのDVに関する相談	福祉事務所	32-1021 (内線 2418)
事業不振や過労等仕事に関する相談（中小企業）	商工観光課 産業振興係	43-3421 (内線 3506)
事業不振や過労等仕事に関する相談（農業）	農業委員会 農政係	43-3595 (内線 5303、5304)
生活保護に関する相談	福祉事務所 保護係	43-1245 (内線 2407)
高齢者の福祉サービスに関する相談	福祉事務所 高齢者福祉係	32-1010 (内線 2416、2417)
高齢者の介護等に関する相談	健康管理課 介護保険係	43-3024 (内線 2213)
障がい福祉サービスに関する相談	福祉事務所 障害福祉係	43-1206 (内線 2403)
虐待、子育てに関する相談 (子ども家庭総合支援拠点)	福祉事務所 子育て支援係	35-3666 (内線 2421)
保育所等に関する相談	福祉事務所 保育係	43-0376 (内線 2410)
不登校やいじめ等の問題に関する相談	教育政策課 学校教育係	43-3438 (内線 4305)
心の悩み、健康上の相談 子育て(未就学児)に関する相談	健康管理課 健康推進係	43-1146 (内線 2202)
児童・生徒・保護者からの悩み、 心配等に関する相談	社会教育課 青少年育成センター	43-1616 (直通)
人権に関する相談	市民課 人権啓発係	32-1005 (内線 6205)